

障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況

令和4年度 障害福祉サービス経営セミナー
～誰もが安心して生活できる「地域づくり」を目指して～

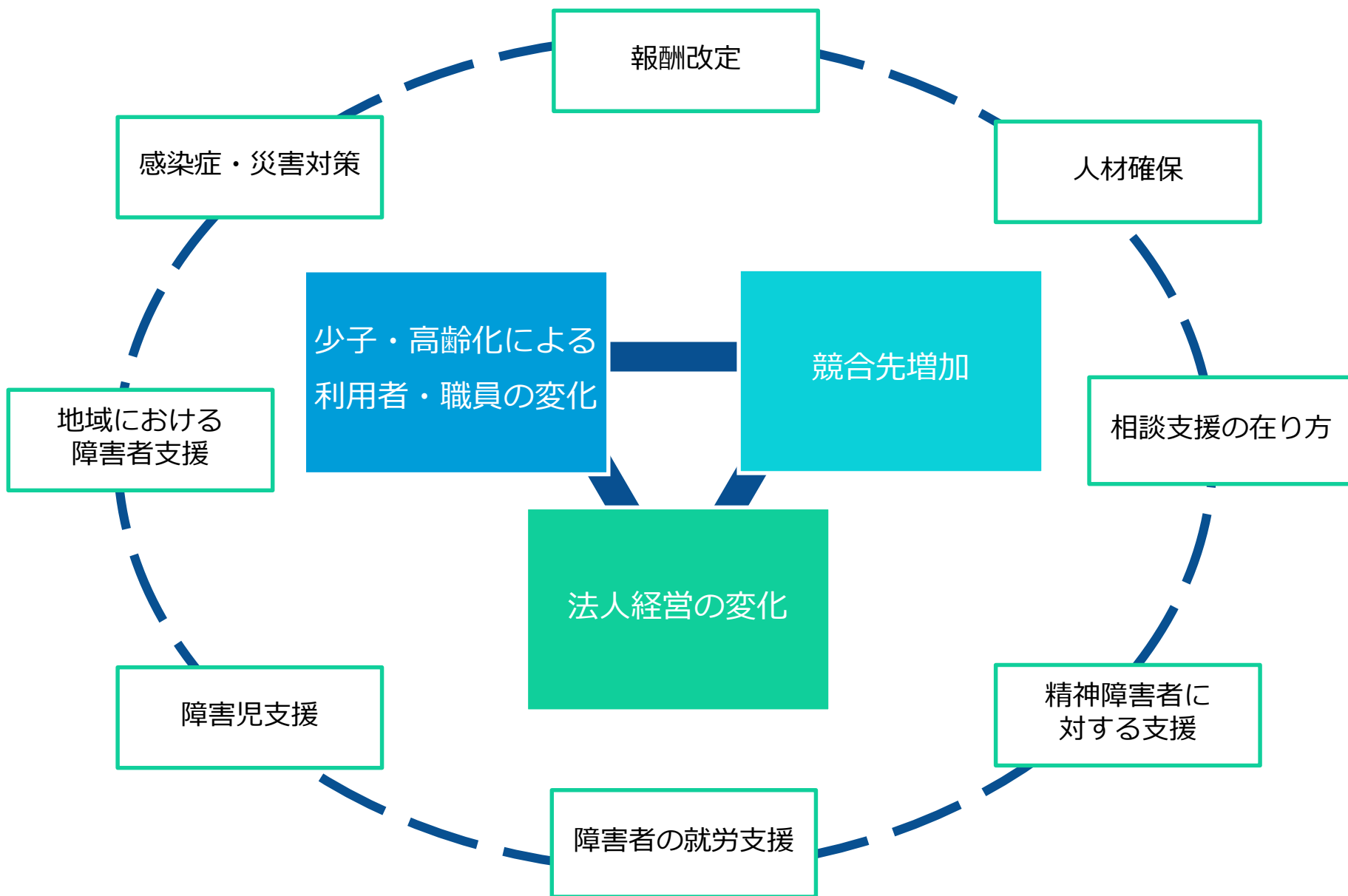
独立行政法人福祉医療機
経営サポートセンター リサーチグループ
深澤 宏一

本日の内容

1. 最近の障害福祉サービスを取り巻く状況
2. 障害福祉サービス事業所の経営状況
 - ①指標の見方
 - ②共同生活援助、生活介護、就労A、就労Bなどの経営状況
3. 2020年度 障害福祉サービス事業所等の人材確保に関するアンケート調査結果

1. 最近の障害福祉サービスを取り巻く状況

最近の障害福祉サービス業界を取り巻く状況

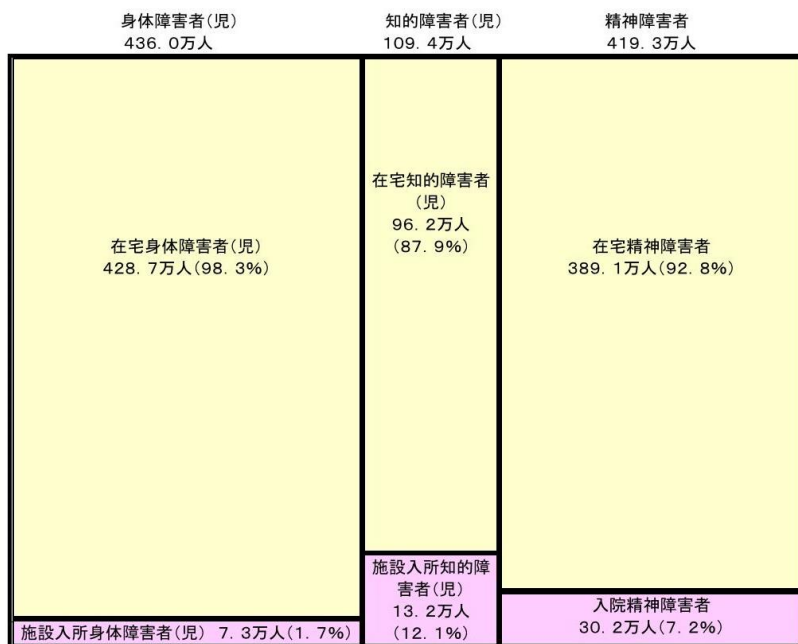


障害者の数

- 障害者の総数は964.7万人であり、人口の約7.6%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は419.3万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

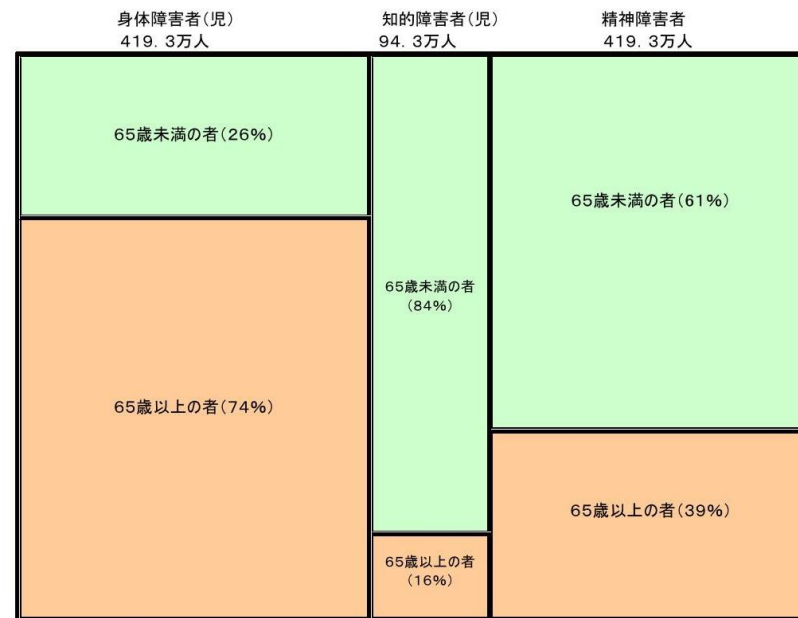
(在宅・施設別)

障害者総数 964.7万人(人口の約7.6%)
 うち在宅 914.0万人(94.7%)
 うち施設入所 50.7万人(5.3%)



(年齢別)

65歳未満 48%
 65歳以上 52%



※身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成30年(施設)の調査等、精神障害者数は平成29年の調査による推計。年齢別の身体障害者(児)、知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出。

※身体障害者(児)及び知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

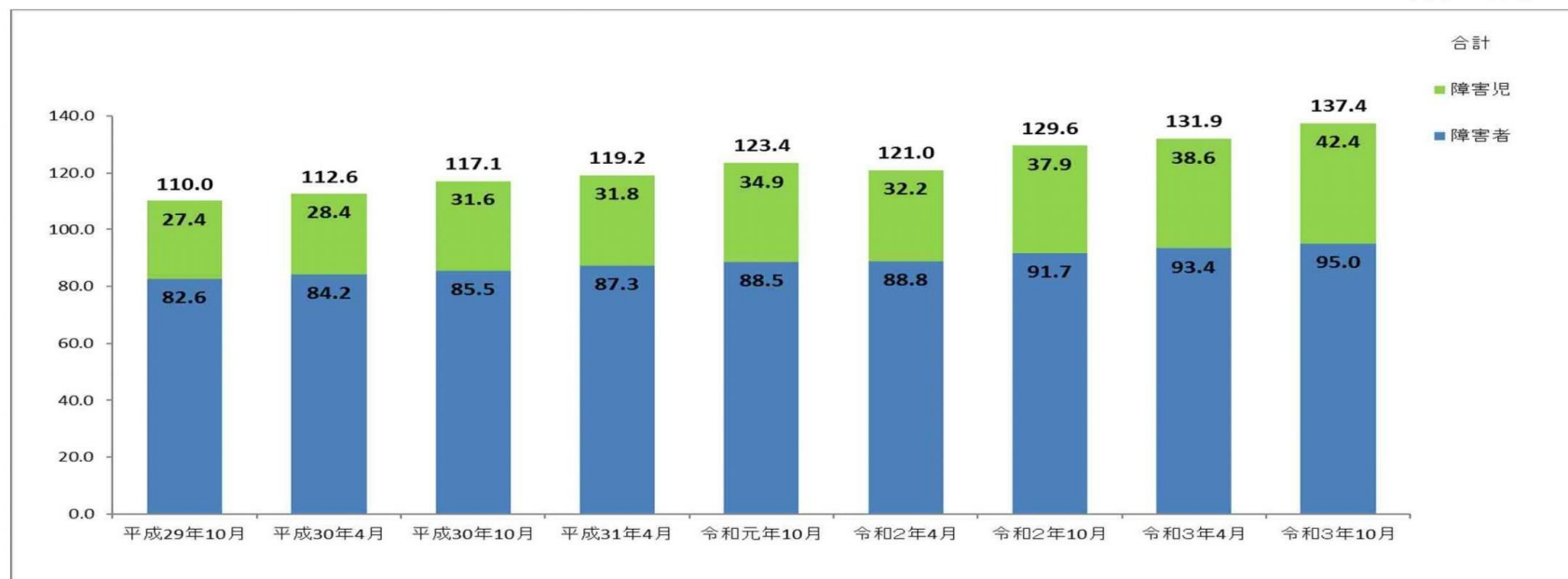
※平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

利用者数の推移(6ヶ月毎の利用者数推移)(障害福祉サービスと障害児サービス)

(単位:万人)



○令和2年10月→令和3年10月の伸び率(年率)..... 6.0%

(令和3年10月の利用者数)

このうち 身体障害者の伸び率..... 1.1%
 知的障害者の伸び率..... 2.4%
 精神障害者の伸び率..... 7.5%
 障害児の伸び率 11.7%

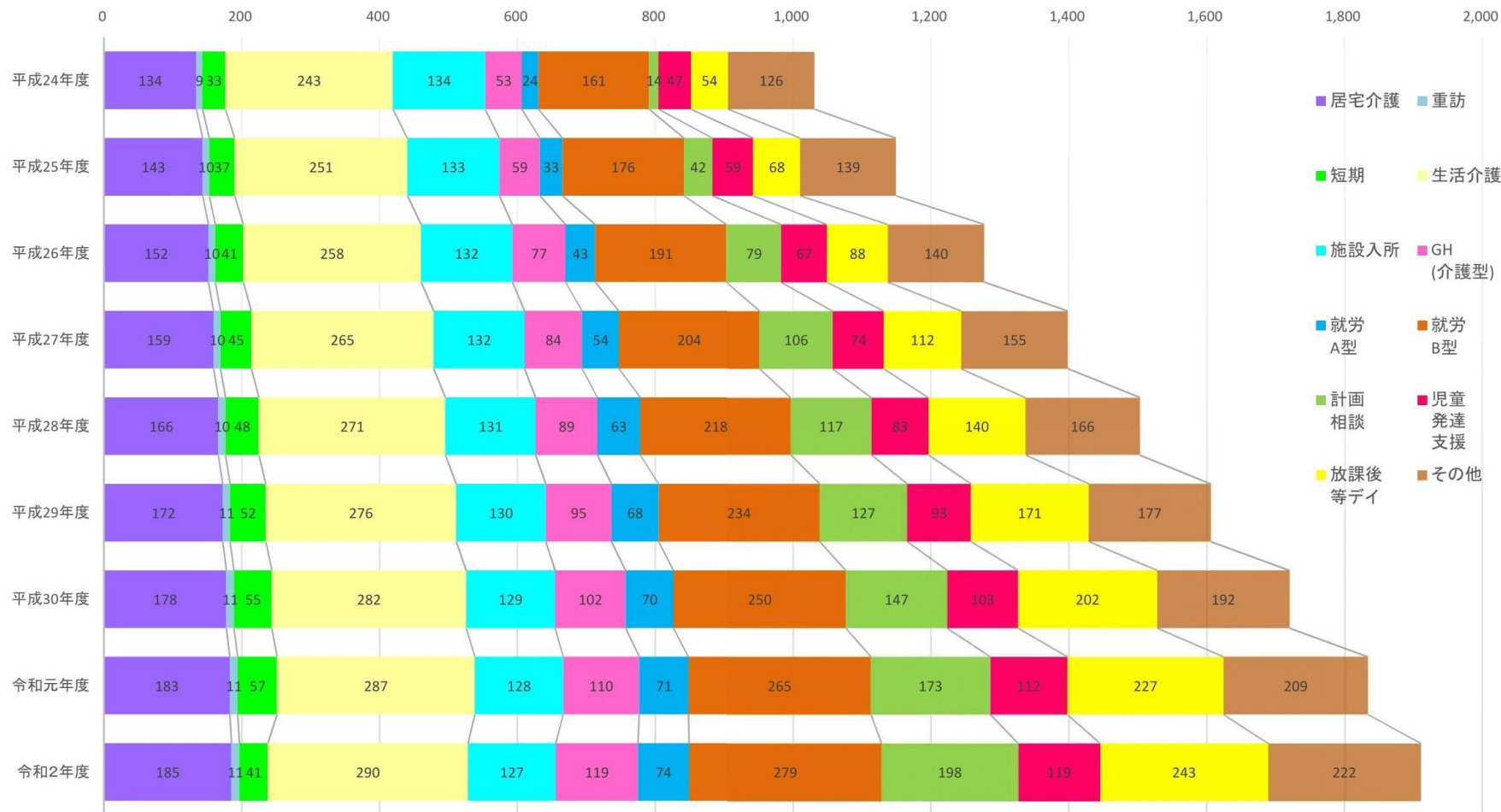
身体障害者..... 22.5万人
 知的障害者..... 43.1万人
 精神障害者..... 27.7万人
 難病等対象者... 0.4万人(3,953人)
 障害児 43.8万人(※)
 (※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)

出典：障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料(2022.3.28)

令和2年4月時点ではコロナの影響もあり伸び率は微減したが、それ以降は一貫して利用者数は増えている

障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た利用者数の推移(各年度月平均)

(単位:千人)

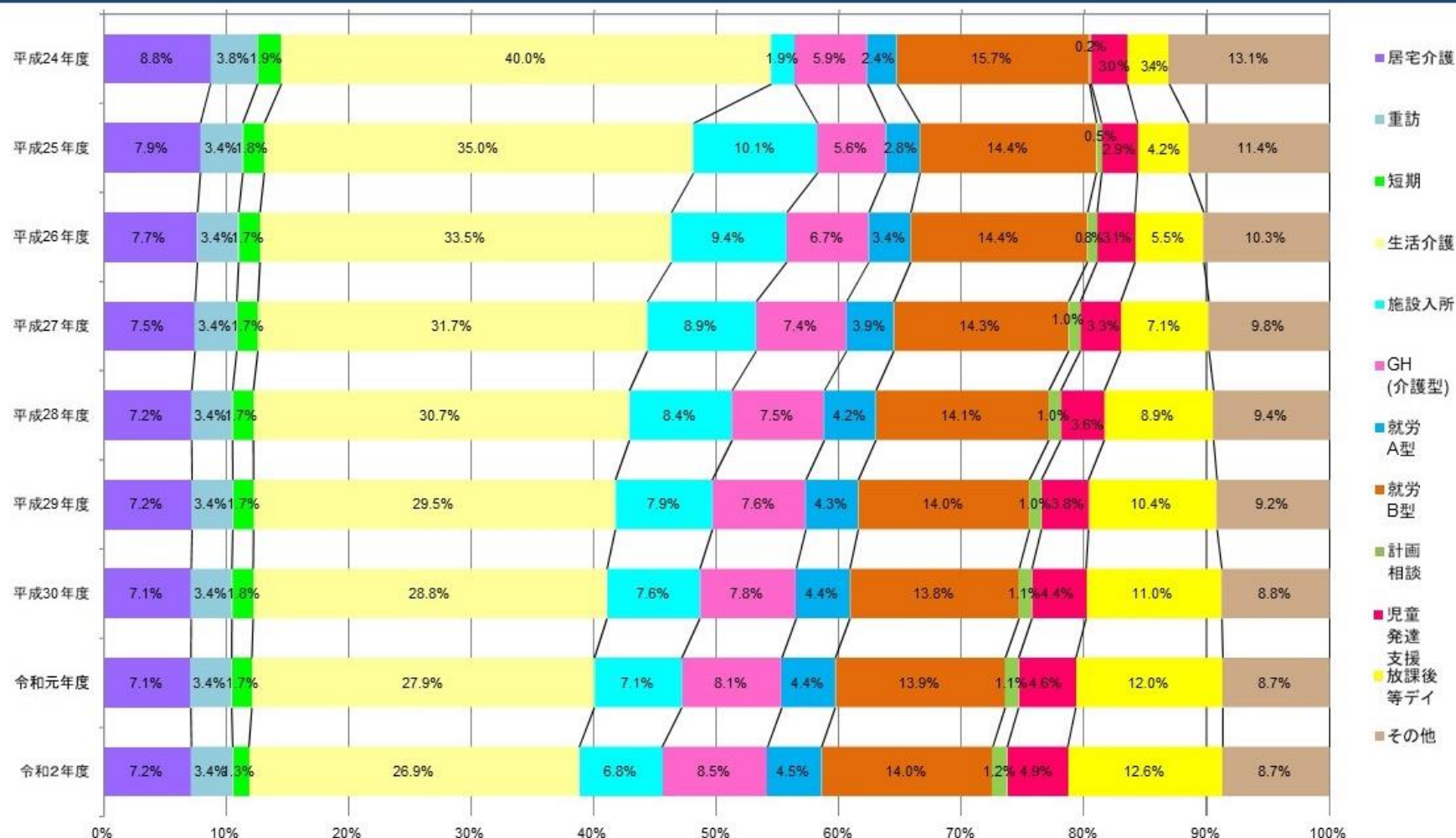


注:その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典: 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料 (2022.3.28)

サービス別の利用者数は、計画相談支援や放課後等デイサービスの増加が顕著である

障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た総費用額構成割合の推移（各年度合計）



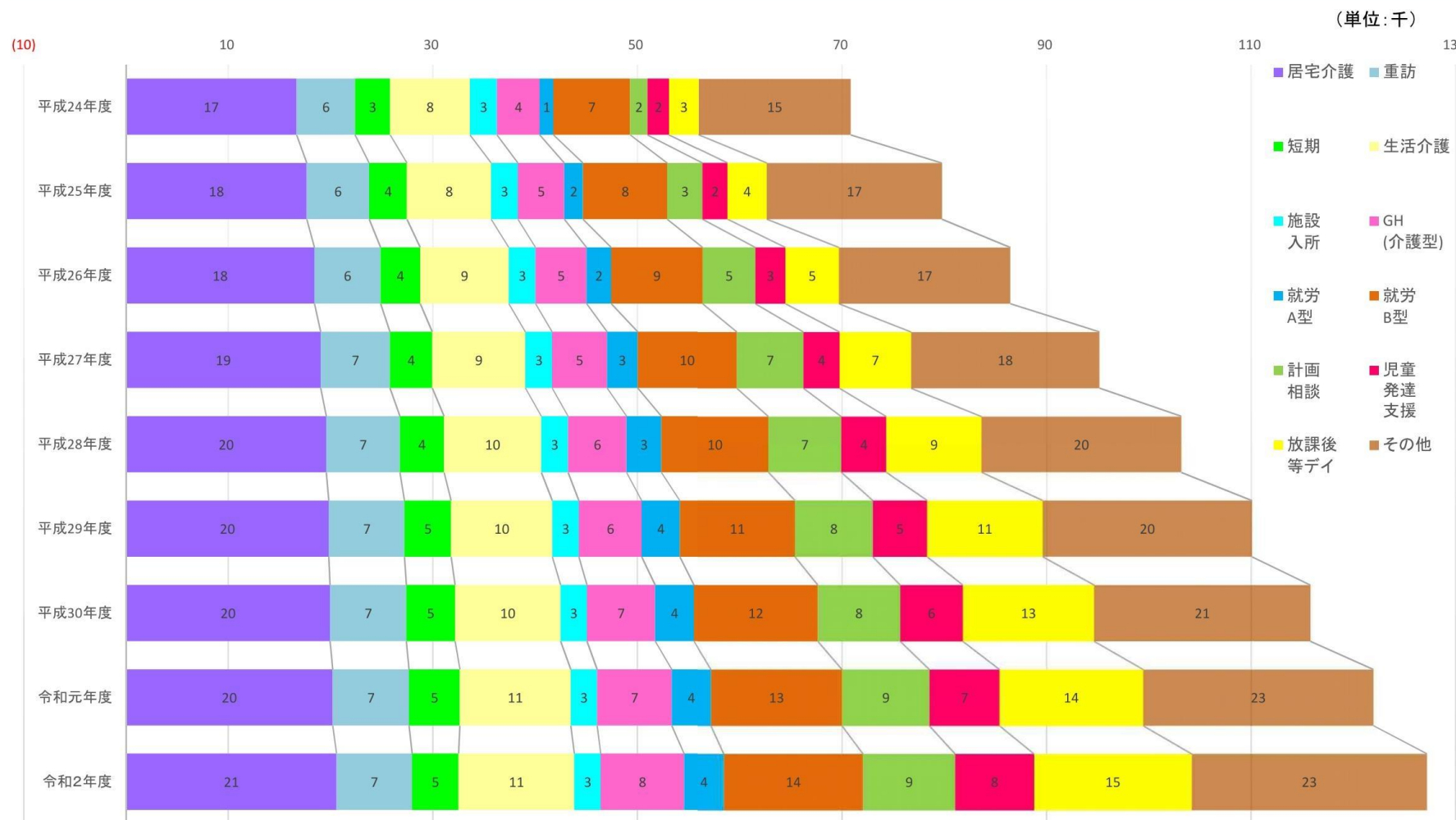
注：その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助（外部サービス利用型、日中サービス支援型）、宿泊型自立訓練、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典：国保連データ

出典：障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料（2022.3.28）

費用ベースでも放課後等デイの上昇が著しく、施設入所支援などは相対的に割合が下がっている

障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た事業所数の推移(各年度月平均)



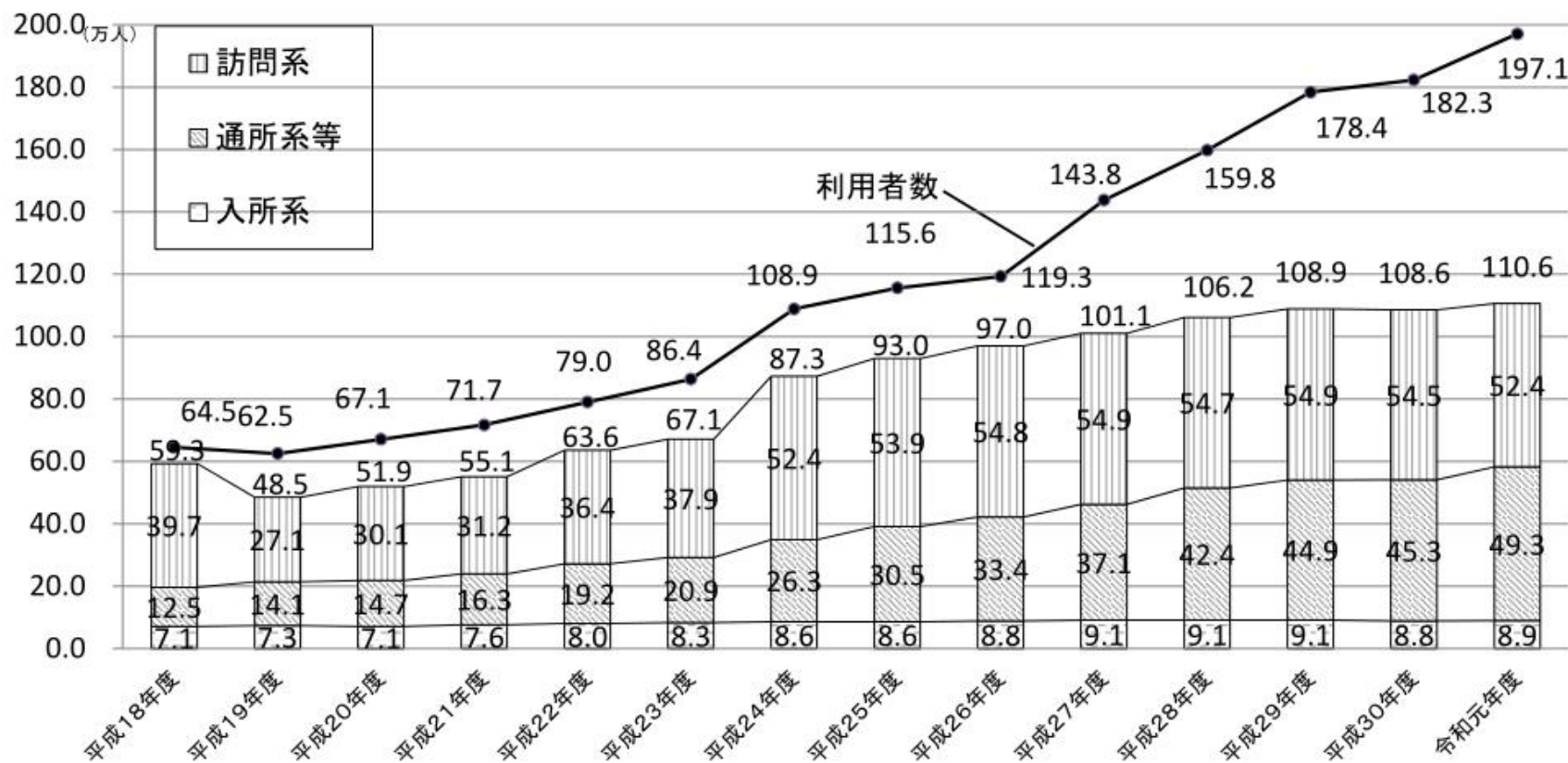
注:その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典：障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料(2022.3.28)

ニーズがあり、事業所数も同様に年々増加していることから、職員確保はますます厳しくなっていく

障害福祉分野の福祉・介護職員数の推移(推計値)

○ 障害者自立支援法施行以降、障害福祉サービス等の利用者数は14年間で約3倍に増加している。サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は14年間で約2倍となっている。



【出典】厚生労働省「社会福祉施設等調査」に基づき社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1) 平成21～29年度の数値は、回収率の割り戻しにより補正し推計したもの。平成30年度からは、調査結果が全施設・事業所の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

注2) 従事者数及び利用者数は各年の10月1日現在の数値である。

注3) 従事者数は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象となる直接処遇職員について、常勤、非常勤を含めた実人員数を各サービス・事業で合計したものである。

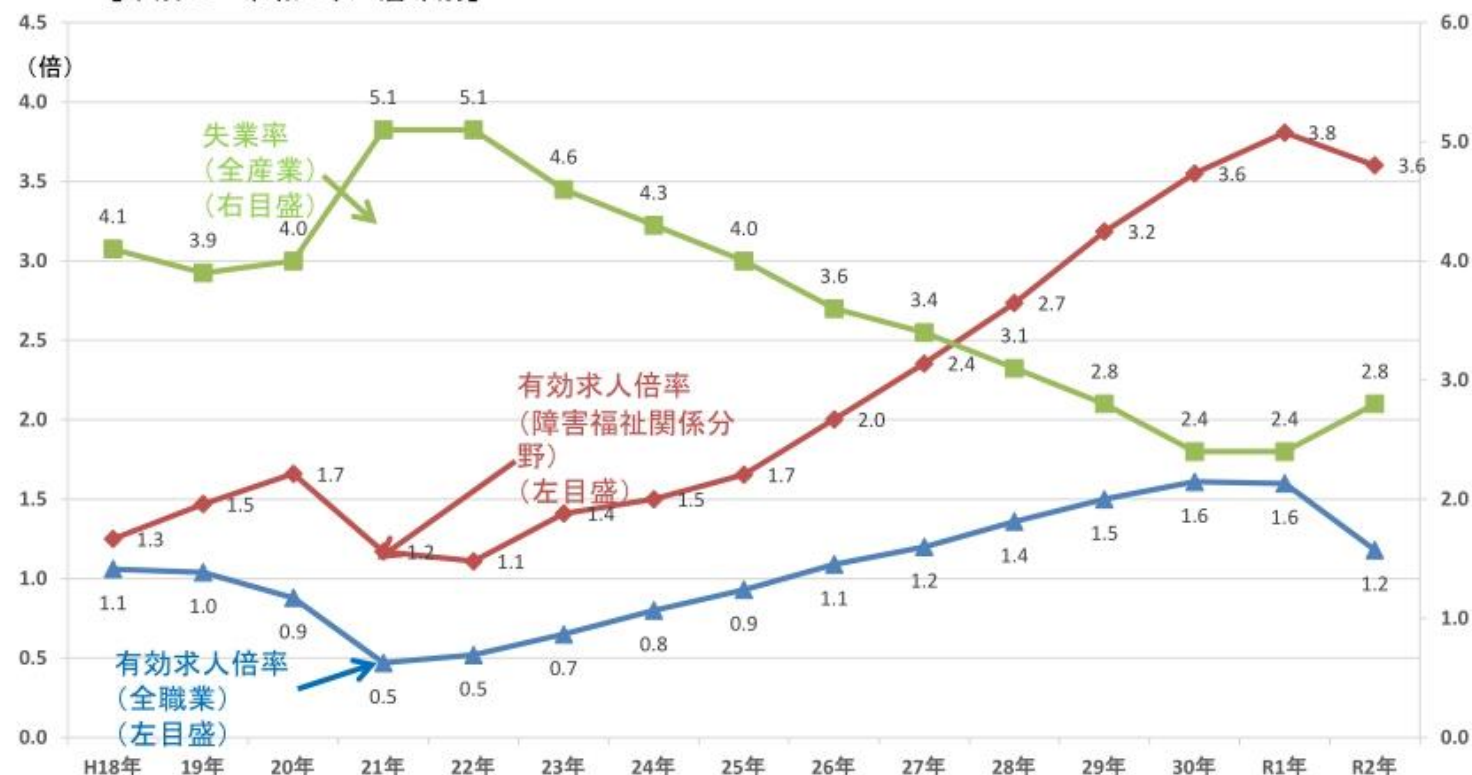
注4) 各年度の「社会福祉施設等調査」の結果を踏まえ、障害者自立支援法、障害者総合支援法のサービス及び児童福祉法のサービスを含めているが、年度によってサービスの新設・廃止があるため、年度間の比較には留意が必要。

出典：社会保障審議会障害者部会第132回(R4.6.13)

障害福祉関係分野職種における労働市場の動向(有効求人倍率と失業率の動向)

○ 障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移している。

有効求人倍率(障害福祉関係分野)と失業率
【平成18～令和2年／暦年別】



【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」に基づき社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1) 平成23年の数値は、東日本大震災の影響により補完的に推計した値。(実数は2015年国勢調査基準、比率は2005年国勢調査基準)

注2) 障害福祉関係分野については、平成24年以前は「社会福祉専門の職業」の有効求人倍率。

注3) 障害福祉関係分野については、平成25年以降は「社会福祉の専門的職業」、「介護サービスの職業」の有効求人数及び有効求職者をそれぞれ合計し、「有効求人数÷有効求職者数」で計算。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に
(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上
(H28年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

出典：社会保障審議会障害者部会第126回(R4.4.8)

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備など、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための「地域づくり」の視点が盛り込まれている

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」障害者部会報告書(概要)

今回の見直しの基本的な考え方

1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実／地域共生社会の実現／医療と福祉の連携の推進／精神障害者の地域生活に向けた包括的な支援

2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築(※児童福祉法改正法等で対応)／障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現

各論点について

1. 障害者の居住支援について

- ・ 医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害等に対応できる専門人材の配置の推進方策を検討する必要がある。また、在宅等で状態が悪化した強度行動障害を有する者に集中的支援をグループホーム・障害者支援施設等で行うための具体的方策を検討すべきである。
- ・ 自立生活援助において、対象者の状況に応じた適切な支援ができるよう、ICTの活用による効果的な支援や継続的な支援が必要な者の標準利用期間及び更新の在り方について検討すべきである。
- ・ 障害者総合支援法におけるグループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する一人暮らし等に向けた支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について明確化すべきである。さらに、現行のグループホームの支援の充実について検討しつつ、障害者が希望する地域生活の実現に向けた多様な選択肢を設ける観点から、指定基準(省令)において、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とする新たなグループホームのサービス類型を検討すべきである。
- ・ 地域生活支援拠点等の整備を推進するため、市町村の整備の努力義務化なども含め、必要な措置を講ずるべきである。
- ・ 障害者支援施設における重度障害者の支援体制の充実に向けて、障害者支援施設が果たしている専門的な支援等における役割を踏まえ、人員配置や支援内容に対する報酬上の評価等を検討するとともに、利用者の地域移行により一層取り組むこと等について検討する必要がある。

2. 障害者の相談支援等について

- ・ 地域の相談支援体制全体の中で各主体が果たす役割・機能を整理し、地域の相談支援体制構築の手引きを作成する等により普及すべきである。
- ・ 相談支援事業の中立・公正性を確保するため、サービス提供事業者からの独立性・客観性を確保する方策について検討すべきである。
- ・ 地域の相談支援の中核である基幹相談支援センターについて、市町村の設置の努力義務化なども含め、必要な措置を講ずるべきである。
- ・ 地域住民の多様な支援ニーズに対応するため、他法他施策による相談支援等との連携強化を図る場合の窓口について基幹相談支援センターが担うことを基本とすることを明確化して周知する必要がある。
- ・ 協議会の機能強化と活性化に向けて、個別の課題から地域の課題を抽出し、解決を図る機能を促進するため、守秘義務規定を設けるべきである。

各論点について(続き)

3. 障害者の就労支援について

- ・ 就労アセスメントの手法を活用して本人の就労能力や適性の客観的な評価や就労に当たっての必要な支援や配慮事項の整理を行い、障害者本人がその能力や適性等に合った一般就労や就労系障害福祉サービスの事業所の選択ができることを目指して、必要な支援を行う新たなサービス(「就労選択支援(仮称)」)を創設すべきである。
- ・ 障害者の希望する一般就労の実現に向けて、企業等での働き始めに週10時間～20時間未満程度から段階的に勤務時間を増やしていく場合や休職から復職を目指す場合において、就労系障害福祉サービスの一時的な利用を法令上可能とすべきである。
- ・ 障害者の就労を支えるための雇用・福祉施策の連携強化に向けて、障害者の就労支援に携わる人材の育成、就労定着支援事業の実施主体に障害者就業・生活支援センター事業を行う者を加えること、障害者就業・生活支援センターが専門的見地からの助言等の基幹型機能も担う地域の拠点としての体制の整備の推進、就労継続支援A型の在り方や役割の整理、重度障害者等の職場や通勤における支援の推進を行う必要がある。

4. 精神障害者等に対する支援について

- ・ 精神保健に関する相談支援が全ての市町村で実施される体制が整うよう、精神障害者に加え、精神保健に関する課題を抱える者に対しても、相談支援を行うことができる旨を法令上規定すべきである。
- ・ 市町村が実施する精神保健に関する相談支援の位置付けを明確にするとともに、市町村保健センター等の保健師増員等、必要な体制整備のための対応を検討すべきである。
- ・ 人権擁護の観点から、家族からの音信がない市町村長同意による医療保護入院者を中心に、精神科病院の理解のもと、精神科病院に入院する患者を訪問し、相談に応じることで、医療機関外の者との面会交流を確保することが必要となる。
- ・ 入院医療を必要最小限にするための予防的取組の充実という視点から、包括的支援マネジメントを推進し、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制を整備するため、令和6年度の診療報酬・障害報酬の同時改定での評価を含めて検討を進めるべきである。
- ・ 医療保護入院から任意入院への移行、退院促進に向けた制度・支援の充実という視点から、医療保護入院の入院期間を定め、精神科病院の管理者は、この期間ごとに医療保護入院の要件を満たすか否かの確認を行うこととするべきである。また、退院促進措置の対象者を拡大すべきである。
- ・ より一層の権利擁護策の充実という視点から、医療保護入院者や措置入院者に対して告知を行う事項として、入院を行う理由を追加するとともに、医療保護入院の同意を行う家族等は、退院等請求権を有することから、告知を行うことが求められる旨を明文で規定すべきである。
- ・ 医療保護入院について、家族がいる場合でも、当該家族の意向を確認することができない場合は、市町村長が同意の可否を判断できるようにすべきである。
- ・ 本人と家族等との間で虐待等が疑われるケースについて、市町村長が同意の可否を判断できるようにすることについて、課題の整理を行いながら、検討することが適当である。
- ・ 退院後支援のガイドラインについては見直しを行い、退院後支援は、津久井やまゆり園事件の再発防止策を契機とした取組ではないことを明文で規定することが必要である。その上で、広く患者の入院形態を問うことなく患者の意思に基づいた退院後支援が行われるよう、診療報酬における適切な評価を含め、より一層の推進策の検討を行う必要がある。

出典：障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 報告書（概要）

障害福祉サービスにおける医療・看護の提供体制

サービス類型	生活介護	短期入所		施設入所支援	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)、 宿泊型自立訓練	就労移行 支援、就 労継続支 援A型、B 型	共同生活 援助	児童発達支援		放課後等デイサービス		福祉型障害児入所施設	
		短期入所 (福祉型)	短期入所 (福祉型 強化)						重心型以外	重心型 ※1	重心型以外	重心型 ※1	知的障害 児、盲児、 ろうあ児	自閉症児、 肢体不自由児
人員基準上の看護職員の配置	あり	なし	あり	なし	あり	なし	なし	なし	なし	あり	なし	あり	なし	あり
配置型の看護職員にかかる加算	常勤看護職員等配置加算	常勤看護職員等配置加算	常勤看護職員等配置加算 医療的ケア対応支援加算	夜間看護体制加算	—	看護職員配置加算	—	看護職員配置加算 医療的ケア対応支援加算	※基本報酬により評価	看護職員加配加算	※基本報酬により評価	看護職員加配加算	看護職員配置加算	看護職員配置加算
連携型の看護職員にかかる加算	—	医療連携体制加算	—	—	—	医療連携体制加算	医療連携体制加算	医療連携体制加算	医療連携体制加算	—	医療連携体制加算	—	—	—

※1 主として重症心身障害児を通わせる施設

障害者が利用できるサービス

障害児者が利用できるサービス

障害児が利用できるサービス

出典：社会保障審議会障害者部会第126回(R4.4.8)

高齢化・重度化への対応のため、医療・看護の提供体制も重視されているものの従事者の確保はハードルが高い

5. 制度の持続可能性の確保について

論点

3 障害福祉サービス等の人材確保・育成について

- 障害福祉人材の確保・育成について、障害児者のニーズに対応した障害福祉サービス等を安定的に提供していく観点から検討してはどうか。

これまでの部会における御意見

- 本年10月以降はベースアップ加算。これまでの処遇改善加算、特定処遇改善加算と3階建ての構造となり事務作業が煩雑化することが懸念されるので、簡素化を検討して欲しい。
- 職種別の賃金改善状況、早期に退職した者や長く勤務している者について、それぞれの理由、職場におけるハラスメントの状況なども調査していくことが必要。
- 人材確保の課題の把握に当たっては、実際の職員の声や、事業所で組織マネジメントに当たる者を対象に、キャリア形成や職場の環境改善等の内容を把握すべき。
- 人材の確保もそうだが、一人ひとりへの支援の質の向上が課題。そのためにはピアサポート養成研修修了者の活用が必要。
- 支援の質の確保や専門性の向上が必要。障害福祉分野は他分野に比して資格化が遅れている。施設、事業所で中核となる施設長、サービス管理責任者の資格の在り方を見直す必要がある。



議論を踏まえた方針(案)

- 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金と本年10月からの臨時の報酬改定による処遇改善に着実に取り組むとともに、公的価格評価検討委員会の検討を踏まえ、障害福祉職員の処遇改善や職場環境の状況について調査・分析し、現場のニーズや政策目的に照らして、より効果的で簡素な仕組みとなる方策について更に検討する必要がある。
- ICTの活用やロボットの導入については、障害福祉分野の人材の事務負担の軽減や業務の効率化にも資すると考えられるため、更に推進する必要がある。
- 今後、令和3年度の調査研究事業において作成したハラスメント対策マニュアルの周知を進めるとともに、事業所における職員研修のための手引き等を作成することで、利用者、家族等によるハラスメント対策を推進する必要がある。
- 障害福祉サービス従事者の確保が困難となっている状況を踏まえ、人材確保において課題となっている要因等について、職員の声や職場のハラスメントの状況等も含めて把握を図るとともに、障害福祉サービス等事業所における人材の確保・定着方策の好事例の共有を図ることを検討する必要がある。

障害福祉サービス等報酬の改定率の経緯

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年度改定	○良質な人材の確保 ○事業者の経営基盤の安定 ○サービスの質の向上 ○地域生活基盤の充実 ○中山間地域等への配慮 ○新体系への移行促進	+ 5.1%
平成24年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善の確保 ○物価の動向等の反映 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○経営実態等を踏まえた効率化・重点化	+ 2.0%
平成26年度改定	○消費税率の引上げ(8%)への対応	+ 0.69%
平成27年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○サービスの適正な実施等	± 0%
平成29年度改定	○障害福祉人材の処遇改善	+ 1.09%
平成30年度改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援 ○医療的ケア児への対応等 ○精神障害者の地域移行の推進 ○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進 ○障害福祉サービスの持続可能性の確保	+ 0.47%
令和元年10月改定	○消費税率の引上げ(10%)への対応 ○障害福祉人材の処遇改善	+ 2.00% (処遇改善:1.56%) (消費税 :0.44%)
令和3年度改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援 ○効果的な就労支援 ○医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進 ○感染症等への対応力の強化 ○持続可能性の確保	+0.56% (※うち、コロナ対応に係る) (特例的な評価 +0.05%) (令和3年9月末までの間)

出典：障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料（2022.3.28）

これまでの障害福祉人材の処遇改善に係る取組について

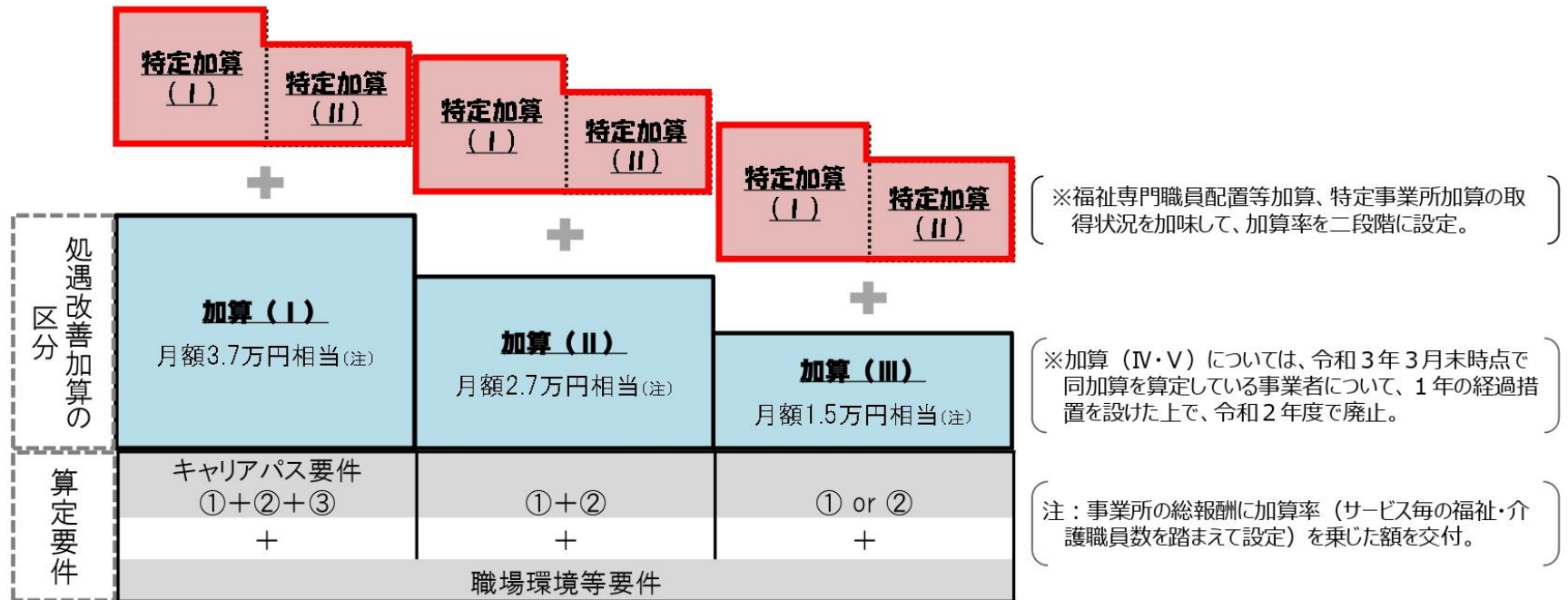
- ① 平成21年4月：障害福祉サービス等報酬改定 +5.1%改定
⇒ 福祉・介護従事者の人材確保・処遇改善等を図る。
- ② 平成21年10月～平成24年3月：福祉・介護職員処遇改善交付金（補正予算）
⇒ 平成21年度補正予算（平成21年4月の経済危機対策）において、福祉・介護職員の処遇改善等の支援を行うための措置。（1人当たり、1.5万円相当）
- ③ 平成24年4月：障害福祉サービス等報酬改定 +2.0%改定
⇒ 上記、処遇改善交付金を「処遇改善加算」として障害福祉サービス等報酬に組込む。
併せて、交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、算定要件を緩和した「処遇改善特別加算」を創設。（1人当たり、0.5万円相当）
- ④ 平成27年4月：障害福祉サービス等報酬改定 ±0%改定
⇒ 現行加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上、雇用管理・労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、処遇改善加算を拡充。（1人当たり、1.2万円相当）
- ⑤ 平成29年4月：障害福祉サービス等報酬改定（臨時）+1.09%改定
⇒ ニッポン一億総活躍プラン等に基づき、処遇改善加算を拡充。（1人当たり、1万円相当）
- ⑥ 令和元年10月：障害福祉サービス等報酬改定（臨時）+2.00%改定
⇒ 新しい経済政策パッケージに基づき、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を創設。（経験・技能のある職員に重点化を図りつつ、その他の職員に収入を充てる柔軟な運用を認めることを前提に、更なる処遇改善を実施。）

処遇改善に関する加算の全体イメージ(現行)

福祉・介護職員処遇改善加算：福祉・介護職員のみが対象。現行の加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の算定要件は、キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算：事業所が、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種に配分（R3年度改定で、配分ルールを柔軟化）。算定要件は、

- ・ 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を取得していること
- ・ 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること



＜キャリアパス要件＞

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

＜職場環境等要件＞

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む

処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

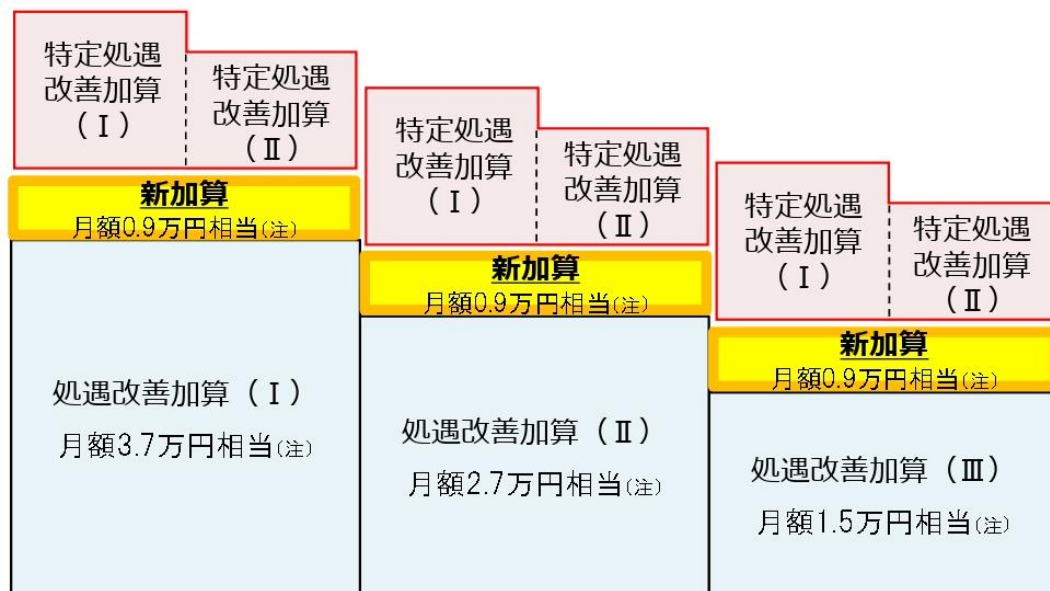
新加算(福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算)(案)

- 対象：福祉・介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
 - 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする。
- ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

全体のイメージ



〔注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の福祉・介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕

福祉・介護職員処遇改善加算

- 対象：福祉・介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

(参考) 令和3年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果の概要①

・障害福祉サービス等従事者の平均給与額等の状況について

○ 障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法

障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法をみると、「定期昇給を維持して実施（予定）」が69.8%、「一時金の支給金額を引上げまたは新設（予定）」が28.5%「各種手当を引上げまたは新設（予定）」が24.8%となっている。

(複数回答)

	① 定期昇給以外 の賃金水準を 引上げ(予定)	② 定期昇給を 維持して実施 (予定)	③ 各種手当を 引上げまたは 新設(予定)	④ 一時金の支給 金額を引上げ または新設 (予定)	⑤ 凍結または 減額していた 定期昇給を 再開	⑥ その他
全 体	19.0%	69.8%	24.8%	28.5%	0.5%	1.0%
居宅介護	24.2%	49.8%	26.9%	35.7%	0.9%	0.4%
重度訪問介護	23.3%	45.2%	32.9%	43.8%	0.0%	1.0%
生活介護	14.9%	81.8%	17.5%	21.6%	0.7%	1.1%
施設入所支援	9.1%	90.6%	16.1%	15.4%	0.0%	0.4%
就労継続支援A型	30.3%	50.6%	30.3%	31.8%	2.2%	1.5%
就労継続支援B型	19.3%	71.7%	21.9%	29.4%	0.0%	0.7%
共同生活援助(介護サービス包括型)	17.2%	71.6%	26.4%	22.8%	0.0%	2.4%
児童発達支援	17.4%	74.5%	26.3%	33.2%	0.4%	1.2%
放課後等デイサービス	29.3%	58.3%	30.1%	36.6%	0.4%	0.7%
福祉型障害児入所施設	5.5%	87.3%	26.4%	20.0%	0.0%	0.9%
医療型障害児入所施設	9.4%	89.1%	17.2%	14.1%	0.0%	0.0%

注) 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している障害福祉サービス等従事者全体(福祉・介護職員に限定していない)の状況である。

(参考) 令和3年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果の概要②

○ 給与等の引き上げの理由

障害福祉サービス等従事者の給与等の引き上げの理由をみると、「令和3年度報酬改定や処遇改善加算等に関わらず給与等を引き上げた(予定)」が49.3%、「処遇改善加算・処遇改善特別加算を踏まえて給与等を引き上げた(予定)」が28.2%となっている。また、「令和3年度報酬改定(処遇改善加算・処遇改善特別加算及び特定処遇改善加算を除く)を踏まえて給与等を引き上げた(予定)」は17.1%となっている。

(複数回答)

	① 令和3年度報酬改定(処遇改善加算・処遇改善特別加算及び特定処遇改善加算を除く)を踏まえて給与等を引き上げた(予定)	② 特定処遇改善加算を踏まえて給与等を引き上げた(予定)	③ 処遇改善加算・処遇改善特別加算を踏まえて給与等を引き上げた(予定)	④ 令和3年度報酬改定や処遇改善加算等に関わらず給与等を引き上げた(予定)
全 体	17.1%	12.8%	28.2%	49.3%
居宅介護	20.7%	16.7%	37.0%	36.6%
重度訪問介護	18.6%	16.7%	36.2%	31.4%
生活介護	14.5%	11.9%	19.0%	61.0%
施設入所支援	11.8%	8.3%	23.6%	63.8%
就労継続支援A型	22.1%	16.9%	33.3%	41.2%
就労継続支援B型	14.9%	11.2%	22.7%	59.1%
共同生活援助(介護サービス包括型)	20.0%	8.8%	22.8%	54.4%
児童発達支援	16.2%	10.0%	35.9%	44.0%
放課後等デイサービス	28.3%	13.8%	26.8%	45.3%
福祉型障害児入所施設	19.1%	14.5%	25.5%	54.5%
医療型障害児入所施設	14.1%	7.8%	25.0%	53.1%

注1) 調査対象となった施設・事業所に在籍している障害福祉サービス等従事者全体(福祉・介護職員に限定していない)の状況である。

注2) 令和3年4月1日～令和3年9月30日の間の状況について回答したもの。

注3) 「給与等の状況」について、「給与等を引き上げた」または「令和2年度の給与水準を維持しているが、1年以内に引き上げる予定」と回答した施設・事業所の状況である。

(参考) 令和3年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果の概要③

・ 特定処遇改善加算取得事業所の平均給与額

○ 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得（届出）している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和2年9月と令和3年9月の状況を比較すると、12,880円の増となっている。

	令和3年9月	令和2年9月	差 (令和3年－令和2年)
福祉・介護職員	317,080円	304,200円	12,880円
サービス管理責任者	399,100円	385,280円	13,820円
看護職員	402,230円	392,780円	9,450円
理学療法士・作業療法士	382,430円	371,060円	11,370円
機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)	367,860円	351,890円	15,970円
心理指導担当職員	383,120円	372,590円	10,530円
管理栄養士・栄養士	353,330円	345,880円	7,450円
調理員	282,160円	276,330円	5,830円
事務員	329,630円	321,770円	7,860円

注1) 福祉・介護職員: ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和2年9月末日と令和3年9月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)。

注4) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注5) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

最近の障害福祉サービスを取り巻く状況 まとめ

- 増加・多様化するニーズに対して、従事者を増やし如何にサービス提供体制を確保していくかが政策的課題
- 2040年に向けて生産年齢人口が急減するなかで、国は累次にわたる処遇改善等により、従事者の掘り起こしと定着を推進
- 事業所経営のレベルでみると、
 - ・ サービスの需要と供給のバランス
 - ・ 従事者の確保（採用だけでなく退職防止も重要！）について、地域の状況や国の施策の方向性を常に把握して、対応することが求められる

2. 障害福祉サービス事業所の経営状況

①指標の見方

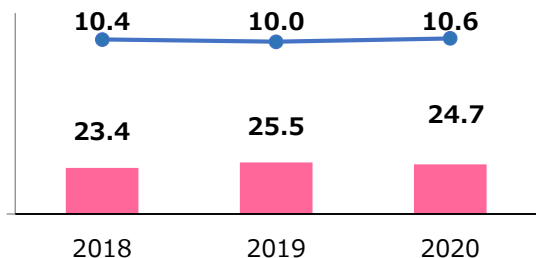
障害福祉サービスの経営状況推移

サービス活動増減差額率（折れ線グラフ）と赤字事業所割合（棒グラフ）の推移

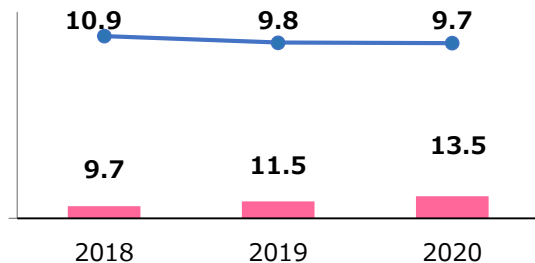
単位：％

※施設入所支援、短期入所、生活介護

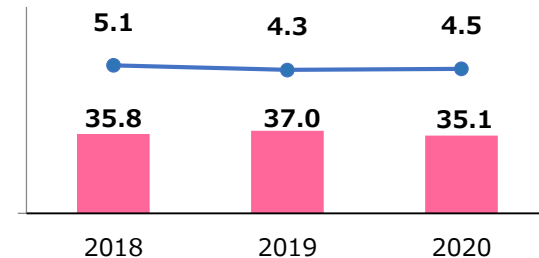
生活介護



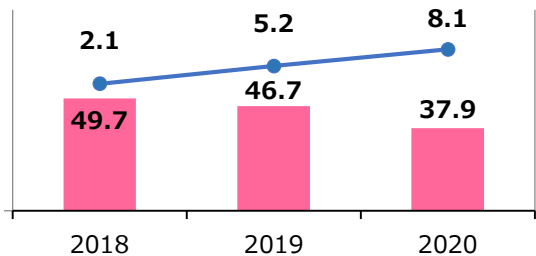
障害者支援施設※



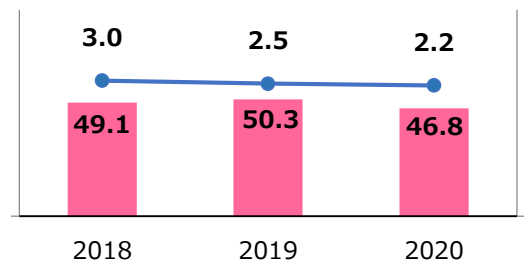
共同生活援助



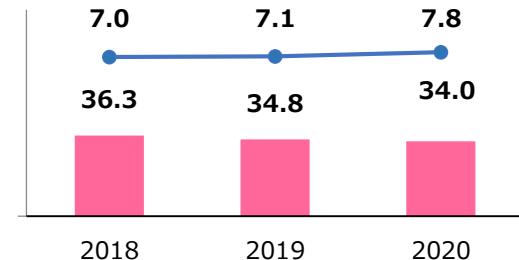
就労移行支援



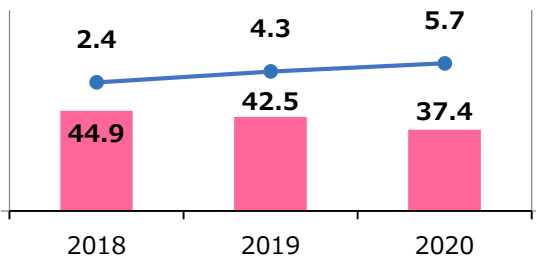
就労継続支援A型



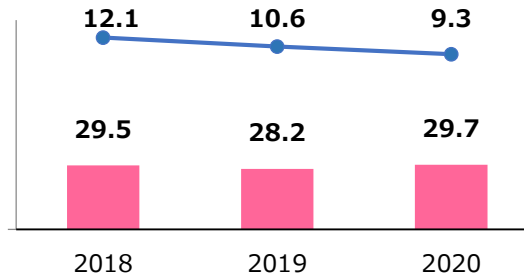
就労継続支援B型



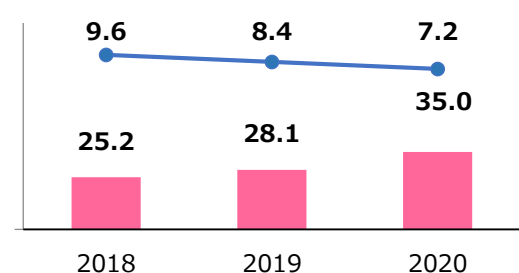
放課後等デイサービス



児童発達支援



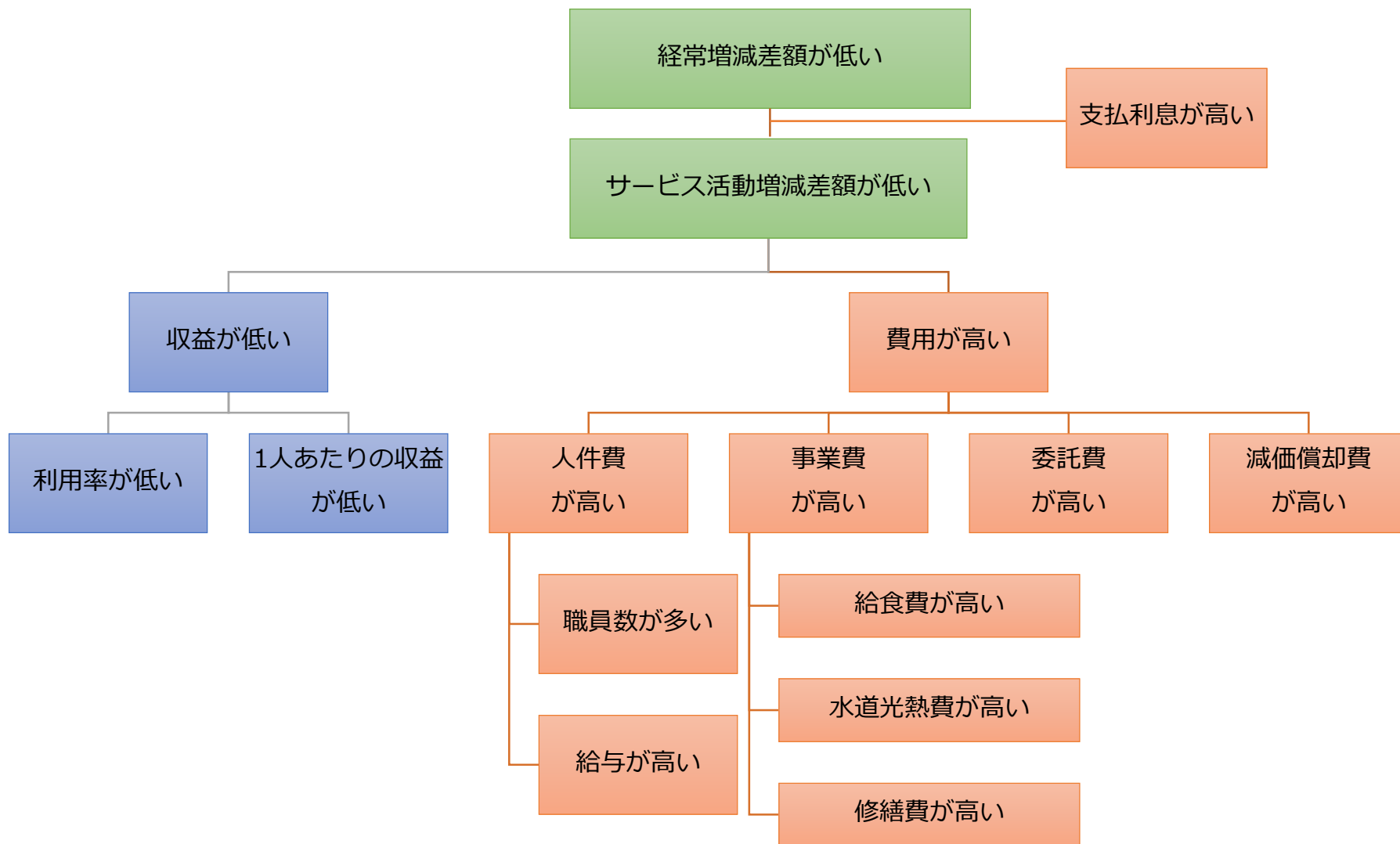
児童発達支援センター



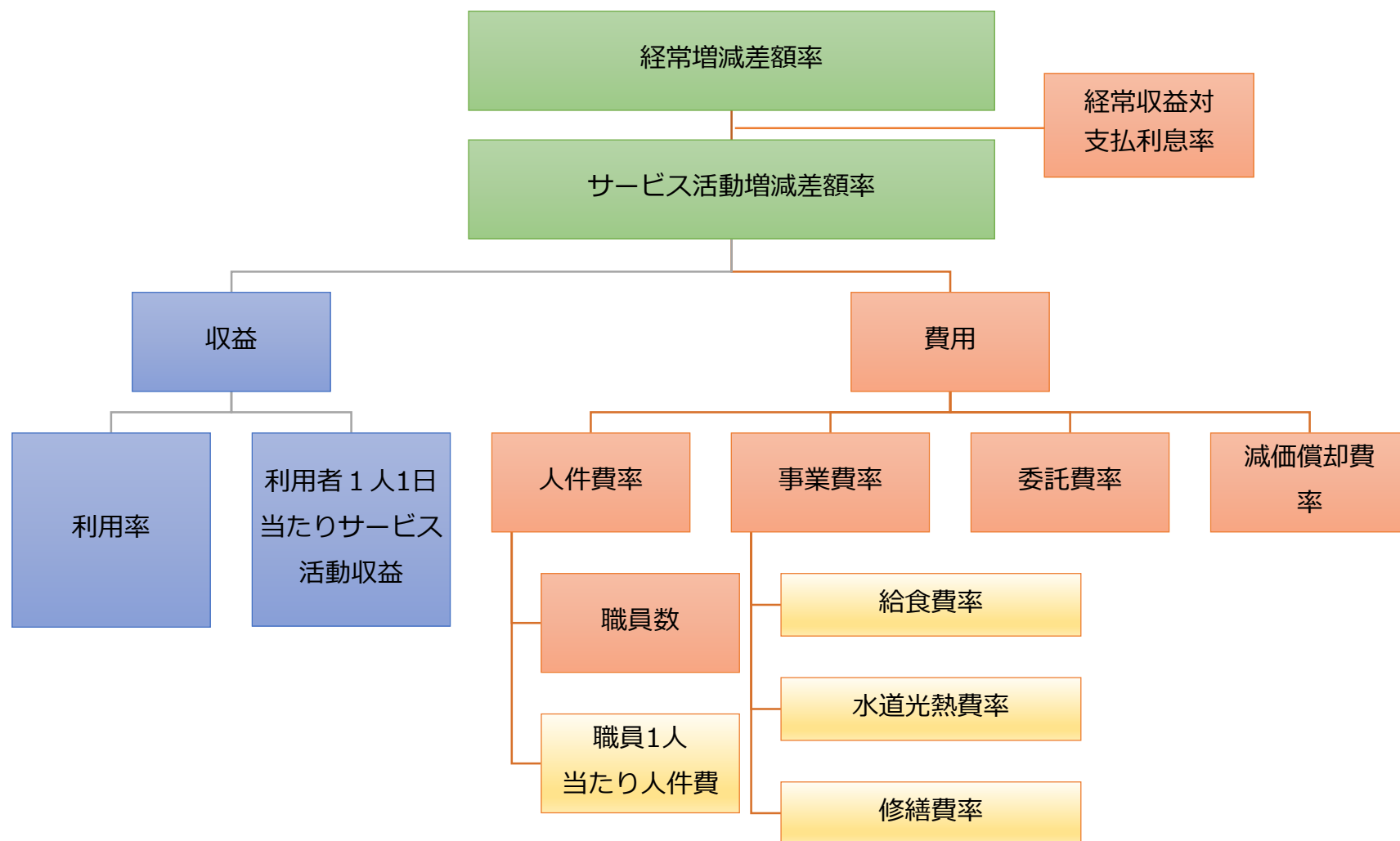
2019→2020は一部を除いてサービス活動増減差額率と赤字割合は横ばい

課題発見の重要性

課題を、客観的なデータに基づき特定するところから改善は始まる



経営指標での比較



経営指標を確認し、他法人と比較することで、良し悪しを判断

経営指標のジャンル



指標のジャンル

機能性

費用の適正性

生産性

安定性

収益性

- 財務諸表は法人の経営状態を把握する、貴重なデータの宝庫
- ただし、データが多すぎてただ眺めるだけでは分析は困難
- そこで、上記の視点に基づき「経営指標」を基に分析を行う

機能性

財務等の定量的診断を行うために不可欠な施設の機能やサービスの内容を把握する指標です。

■ 利用者1人1日当たりサービス活動収益

その他には

利用率、定員1人当たりサービス活動収益、利用者10人当たり従事者数
など

利用者 1 人1日当たりサービス活動収益

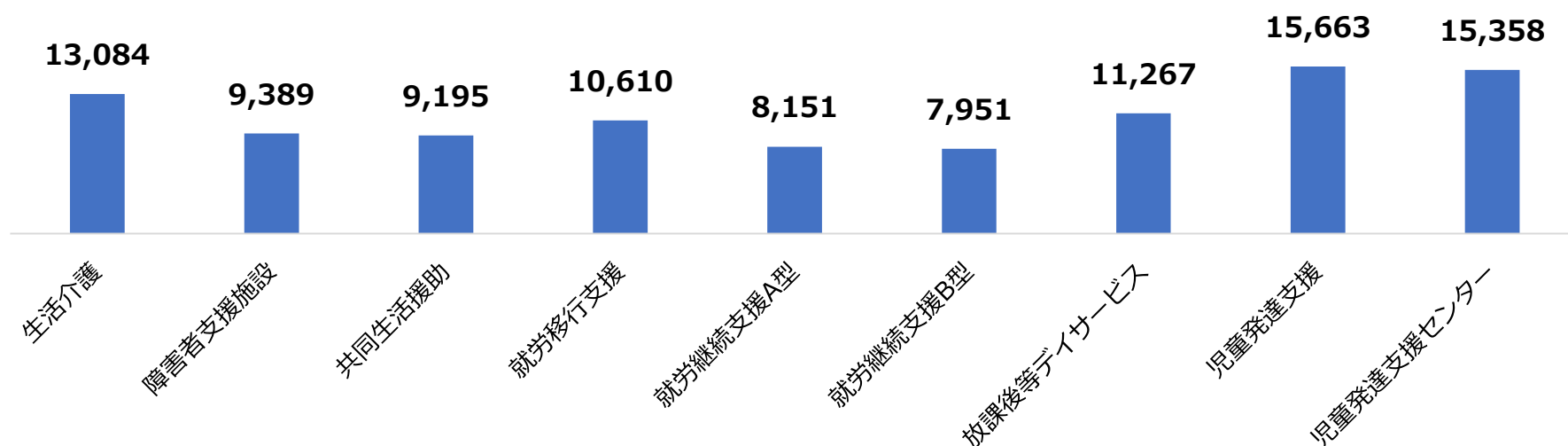
【計算式】

$$\text{利用者 1 人1日当たりサービス活動収益} = \frac{\text{サービス活動収益計}}{\text{年間延べ利用者数}}$$

【説 明】 サービス活動収益を年間延べ利用者数で割り戻した収益であり、事業全体の収益性を判断する指標です。

本指標の値が大きいほど収益増加に寄与することになりますが、サービスによって設定されている報酬が異なることから、他サービスとの比較にはあまり意味ありません。

【指 標】 2020年度 (円)



費用の適正性

良質なサービス提供に必要な支出が行われているか、また、冗費が生じていないかを把握するための指標です

■ 人件費率

■ 職員一人当たり人件費

■ 経費率

■ 減価償却費率

その他には

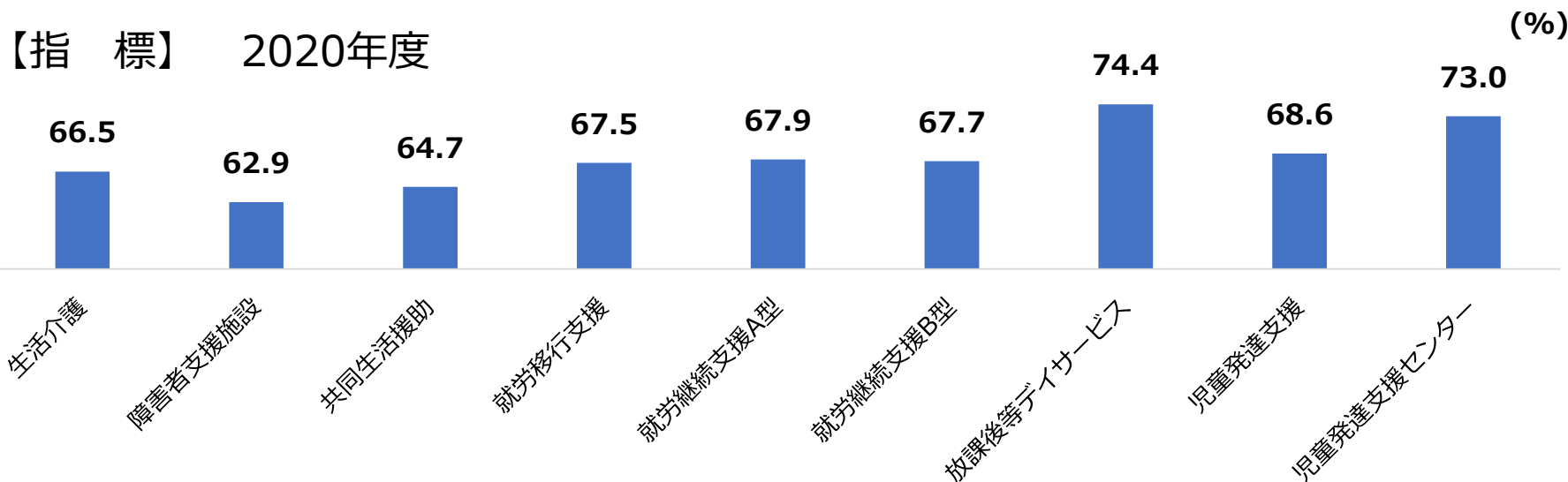
経常収益対支払利息率 など

人件費比率

【計算式】

$$\text{人件費比率} = \frac{\text{人件費}}{\text{サービス活動収益計}}$$

【説 明】 サービス活動収益に対する人件費の占める割合を示す指標です。
 本指標の値が低いほど収益に対する費用の負担は軽くなります。ただし、良質なサービスを提供する上では適切な値に留めることも重要です。
 ※ここでいう人件費とは職員への給与のほか役員報酬や賞与、法定福利費を含みます



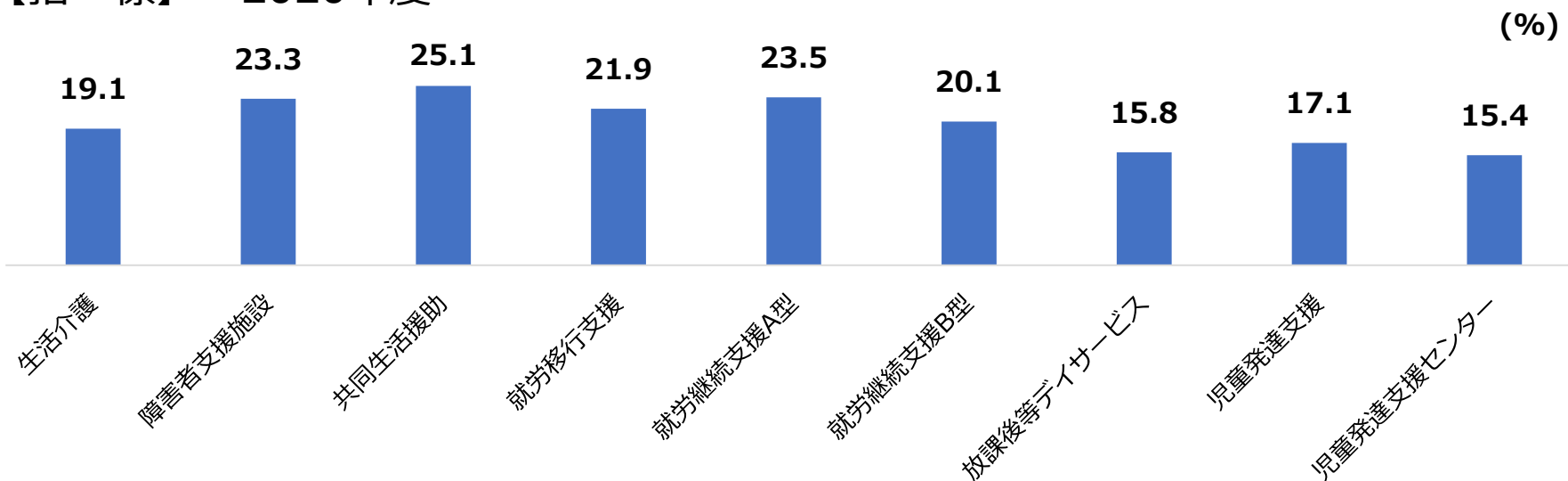
経費率

【計算式】

$$\text{経費率} = \frac{\text{経費（事業費＋事務費）}}{\text{サービス活動収益計}}$$

【説 明】 サービス活動収益に対する経費の占める割合を示す指標です。
経費率が高い場合は、外部委託費等個々の経費ごとに適正性を判断する必要があります。

【指 標】 2020年度

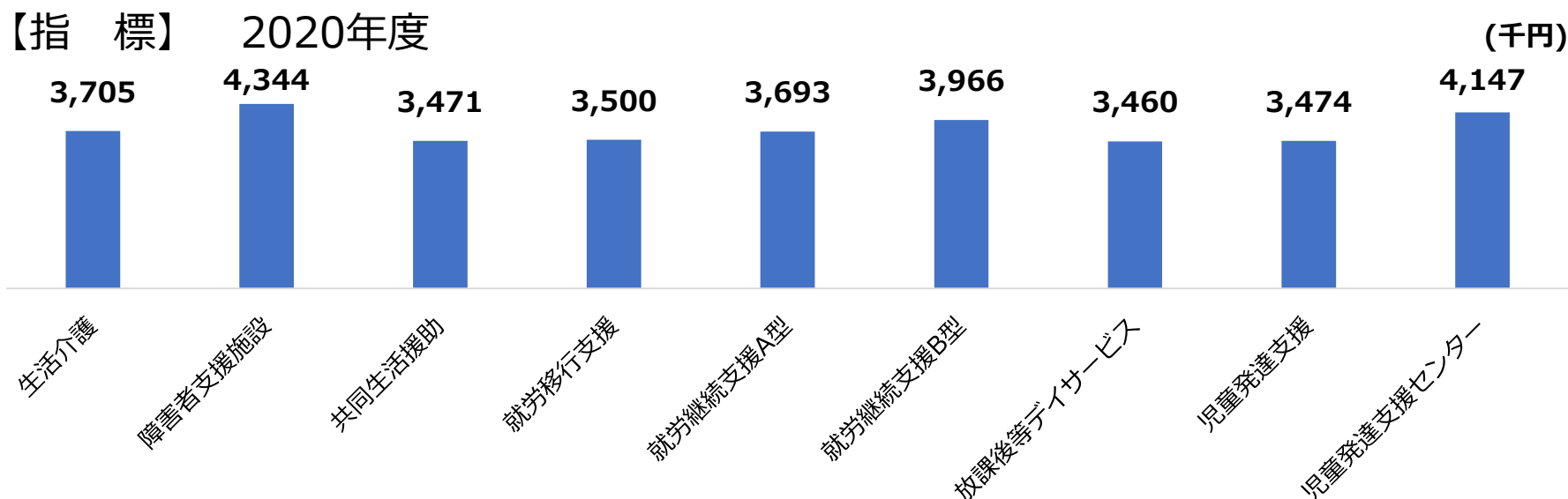


職員一人当たり人件費

【計算式】

$$\text{職員一人当たり人件費} = \frac{\text{人件費}}{\text{総職員数}}$$

【説 明】 いわゆる給与水準です。労働意欲やサービス内容に関係する一方、人件費に見合った収益を得られなければ安定性を損なうことになります。したがって、平均年齢、職種別従事者数等によっても異なることに留意しながら、職員1人当たりサービス活動収益との関係においてその適正性を判断する必要があります。



生産性

事業に投入した資源に対する産出量を評価し、施設・事業所の有する人員や設備が十分に活用され、それにふさわしい収益を上げているかを把握する指標です。

■ 職員1人あたりサービス活動収益

その他には 労働生産性・労働分配率 など

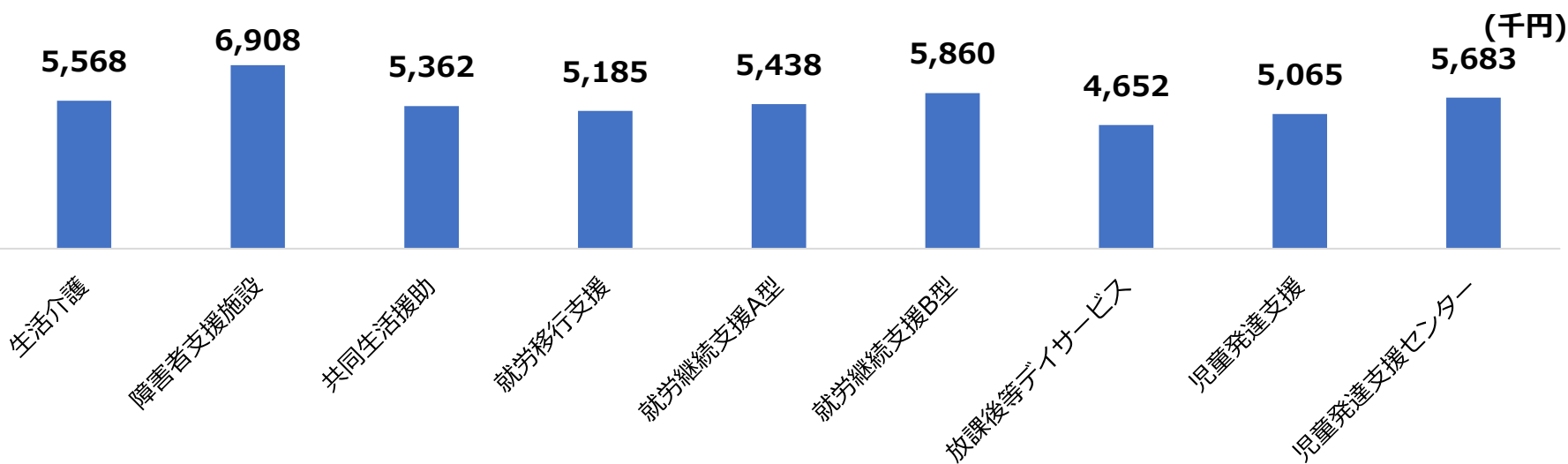
職員一人当たりサービス活動収益

【計算式】

$$\text{職員一人当たりサービス活動収益} = \frac{\text{サービス活動収益計}}{\text{総職員数}}$$

【説 明】 職員一人が年間でサービス活動収益をどの程度生み出しているのかを図る指標です。
 本指標の値が高いほど生産性が高いといえます。

【指 標】 2020年度



収益性

事業に投入された資本や事業に対する収入の効率性を把握する指標です。

■ 経常増減差額率

その他には

サービス活動増減差額率、固定資産回転率、純資産回転率 など

経常増減差額率

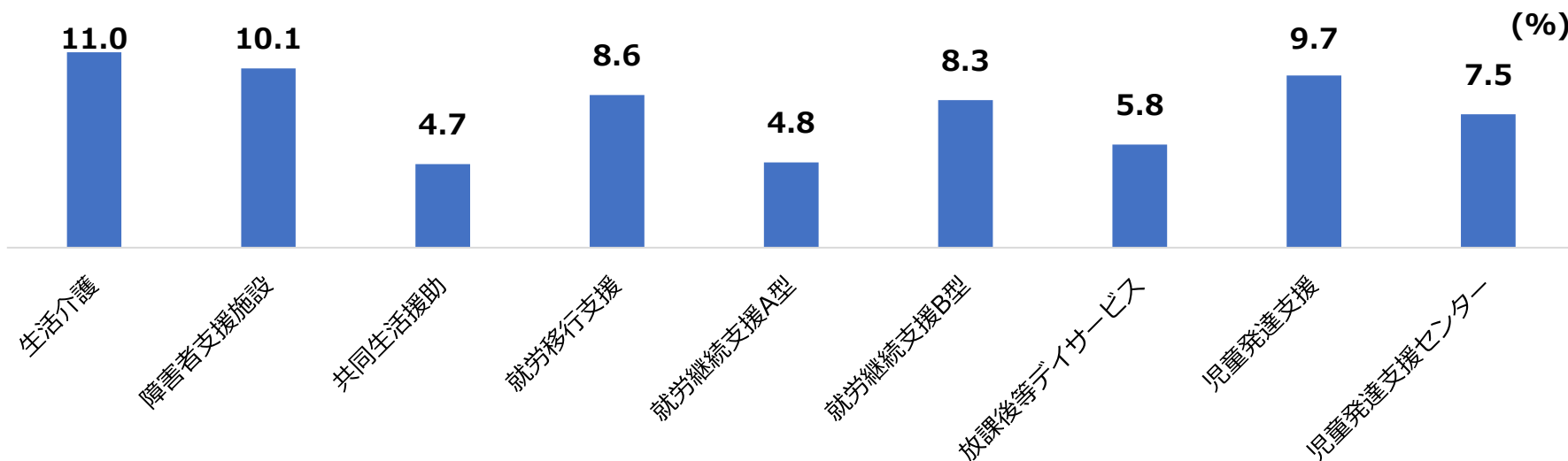
【計算式】

$$\text{経常増減差額率 (経常利益率)} = \frac{\text{経常増減差額}}{\text{サービス活動収益計}}$$

【説 明】 本業であるサービス活動収益そのものから得られた経常増減差額を示す指標です。

本指標の値が高いほど収益性が高い事業といえます。

【指 標】 2020年度



2. 2020年度の障害福祉サービス事業所の経営状況

②共同生活援助、生活介護、就労A、就労Bなどの経営状況

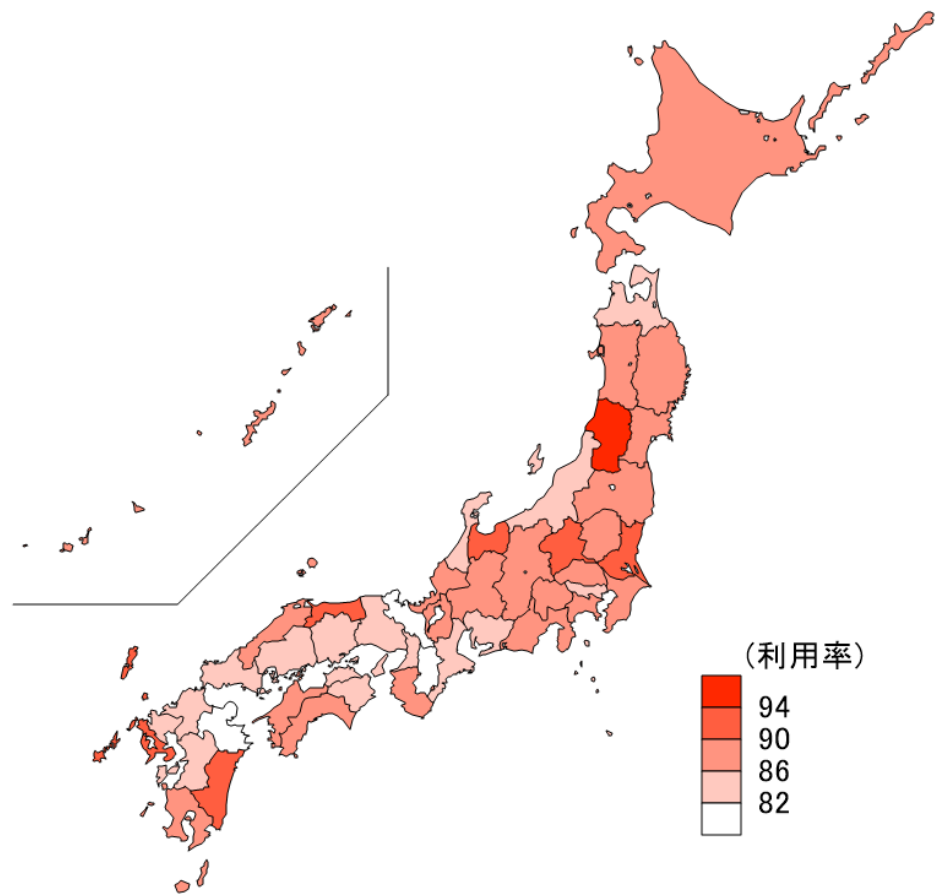
2020年度 共同生活援助の経営状況① サービス類型別

指標	単位	共同生活援助			
			介護サービス 包括型	外部サービス 利用型	日中サービス 支援型
施設数	施設	1,372	1,237	90	45
定員数	人	13.3	13.4	11.6	13.4
利用率	%	86.8	86.6	87.1	89.6
障害支援区分	-	3.70	3.79	1.80	4.48
利用者1人1日当たりサービス活動収益	円	9,195	9,332	5,391	11,939
家賃（1月当たり）	円	29,344	29,495	24,607	34,660
人件費率	%	64.7	65.0	59.8	63.6
経費率	%	25.1	25.0	34.2	19.7
サービス活動増減差額率	%	4.5	4.5	0.3	9.3
経常収益対経常増減差額率	%	4.7	4.6	0.5	9.2
利用者10人当たり従事者数	人	6.26	6.33	3.90	8.22
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	5,362	5,377	5,050	5,304
従事者1人当たり人件費	千円	3,471	3,494	3,020	3,373
赤字事業所割合	%	35.1	34.1	48.9	35.6

2020年度 共同生活援助の経営状況② サービス類型別黒字・赤字

指標	単位	介護サービス包括型			外部サービス利用型			日中サービス支援型		
		黒字	赤字	差	黒字	赤字	差	黒字	赤字	差
施設数	施設	815	422	-	46	44	-	29	16	-
定員数	人	13.2	13.9	▲ 0.7	12.0	11.1	0.9	13.7	12.8	0.9
利用率	%	87.5	85.0	2.6	89.0	84.9	4.1	90.7	87.4	3.4
障害支援区分	-	3.77	3.81	▲ 0.03	1.90	1.69	0.21	4.55	4.32	0.23
利用者1人1日当たりサービス活動収益	円	9,614	8,797	817	5,322	5,473	▲ 152	12,436	10,935	1,501
家賃（1月当たり）	円	29,278	29,914	▲ 636	23,225	26,052	▲ 2,827	36,869	30,656	6,213
人件費率	%	58.3	78.7	▲ 20.4	54.9	65.4	▲ 10.5	57.0	78.7	▲ 21.7
経費率	%	24.6	25.8	▲ 1.2	27.7	41.7	▲ 13.9	18.3	23.0	▲ 4.7
サービス活動増減差額率	%	12.5	▲ 12.1	24.6	11.4	▲ 12.5	23.9	18.7	▲ 12.1	30.8
経常収益対経常増減差額率	%	12.6	▲ 11.9	24.5	11.8	▲ 12.5	24.3	18.2	▲ 11.7	29.9
利用者10人当たり従事者数	人	6.18	6.62	▲ 0.44	3.59	4.27	▲ 0.68	7.69	9.27	▲ 1.58
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	5,677	4,847	830	5,416	4,683	733	5,902	4,303	1,598
従事者1人当たり人件費	千円	3,311	3,815	▲ 504	2,975	3,065	▲ 90	3,365	3,386	▲ 21

(参考) 共同生活援助の利用率 (介護サービス包括型・都道府県別)

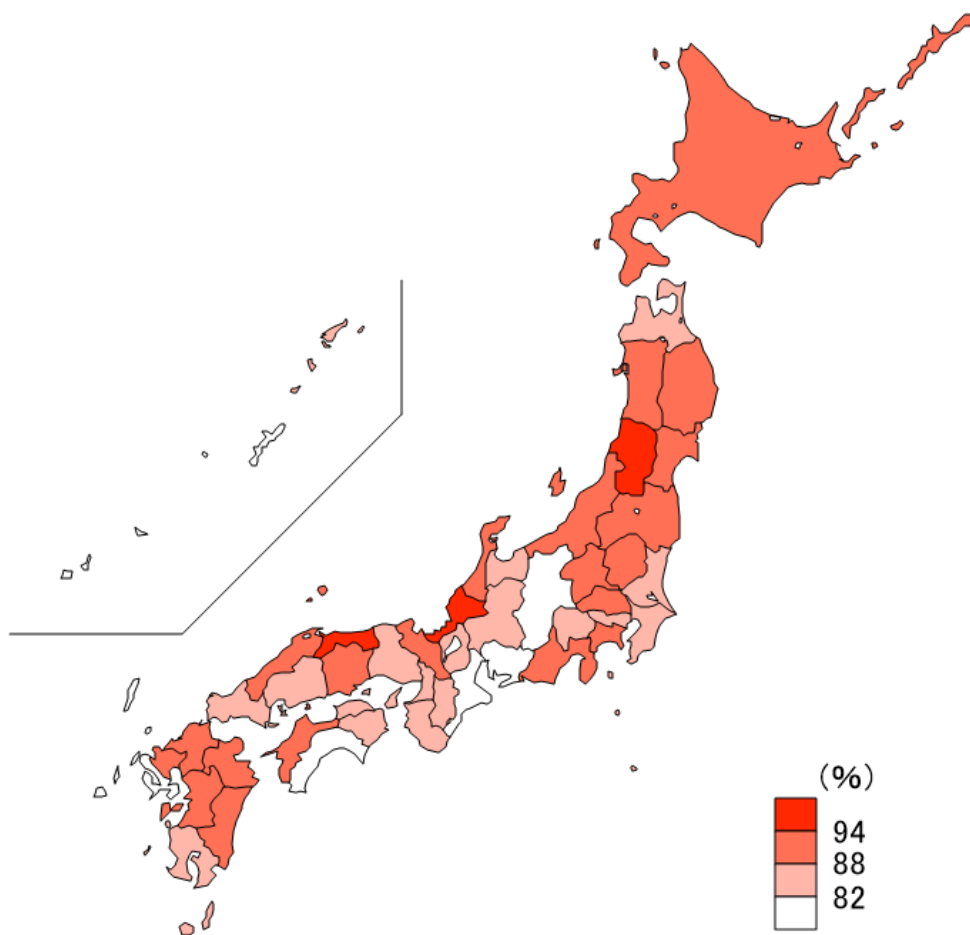


	平均利用率 (%)		平均利用率 (%)
北海道	86.8	滋賀県	86.8
青森県	90.3	京都府	80.5
岩手県	85.1	大阪府	84.6
宮城県	86.0	兵庫県	85.5
秋田県	88.1	奈良県	80.1
山形県	95.9	和歌山県	84.7
福島県	91.7	鳥取県	91.7
茨城県	91.9	島根県	86.5
栃木県	88.2	岡山県	85.6
群馬県	90.8	広島県	85.4
埼玉県	88.7	山口県	85.7
千葉県	86.2	徳島県	79.6
東京都	86.9	香川県	79.9
神奈川県	88.6	愛媛県	83.7
新潟県	84.6	高知県	84.2
富山県	88.6	福岡県	86.4
石川県	84.5	佐賀県	84.2
福井県	89.4	長崎県	90.9
山梨県	86.1	熊本県	87.2
長野県	87.5	大分県	90.6
岐阜県	84.4	宮崎県	87.0
静岡県	89.5	鹿児島県	91.3
愛知県	84.3	沖縄県	86.8
三重県	86.8		

2020年度 生活介護の経営状況

指標	単位	生活介護			
			黒字事業所	赤字事業所	黒字-赤字
施設数	-	2,607	1,973	634	-
定員数	人	34.2	35.1	31.4	3.6
年間営業日数	日	266.2	266.6	264.9	1.7
利用率	%	87.8	89.2	82.8	6.3
障害支援区分	-	5.09	5.12	5.02	0.1
利用者1人1日当たりサービス活動収益	円	13,084	13,204	12,630	574
人件費率	%	66.5	62.4	82.6	▲ 20.2
経費率	%	19.1	18.2	22.8	▲ 4.6
サービス活動増減差額率	%	10.6	16.1	▲ 11.1	27.2
経常収益対経常増減差額率	%	11.0	16.5	▲ 10.4	26.9
利用者10人当たり従事者数	人	6.36	6.26	6.76	▲ 0.5
従事者1人当たり人件費サービス活動収益	千円	5,568	5,722	5,036	686
従事者1人当たり人件費	千円	3,705	3,573	4,161	▲ 588
赤字事業所割合	%	24.3	-	-	-

(参考) 生活介護の利用率 (都道府県別)



	平均利用率 (%)		平均利用率 (%)
北海道	90.6	滋賀県	86.5
青森県	84.2	京都府	89.1
岩手県	90.0	大阪府	87.8
宮城県	93.5	兵庫県	85.1
秋田県	89.9	奈良県	85.7
山形県	96.0	和歌山県	87.0
福島県	89.1	鳥取県	95.0
茨城県	84.2	島根県	91.3
栃木県	93.0	岡山県	89.9
群馬県	93.3	広島県	87.0
埼玉県	88.1	山口県	86.0
千葉県	86.6	徳島県	87.4
東京都	87.6	香川県	85.2
神奈川県	88.9	愛媛県	89.4
新潟県	92.8	高知県	80.4
富山県	82.5	福岡県	90.4
石川県	93.7	佐賀県	89.6
福井県	95.4	長崎県	80.5
山梨県	86.1	熊本県	89.5
長野県	77.8	大分県	88.3
岐阜県	84.1	宮崎県	90.0
静岡県	91.3	鹿児島県	86.7
愛知県	81.8	沖縄県	80.3
三重県	81.8		

2020年度 就労移行支援事業の経営状況

指標	単位	就労移行支援事業	黒字事業所	赤字事業所	黒字-赤字
施設数	-	169	105	64	-
定員数	人	12.2	12.7	11.4	1.4
年間営業日数	日	263.7	265.7	260.3	5.5
利用率	%	78.6	82.7	71.0	11.7
利用者1人1日当たりサービス活動収益	円	10,610	10,986	9,788	1,197
人件費率	%	67.5	59.5	87.0	▲ 27.5
経費率	%	21.9	19.4	27.8	▲ 8.3
サービス活動増減差額率	%	8.1	19.0	▲ 18.6	37.6
経常収益対経常増減差額率	%	8.6	19.3	▲ 17.9	37.2
利用者10人当たり従事者数	人	5.43	5.22	5.88	▲ 0.66
従事者1人当たり人件費サービス活動収益	千円	5,185	5,625	4,349	1,275
従事者1人当たり人件費	千円	3,500	3,349	3,786	▲ 436
就労支援事業収益	千円	3,060	3,526	2,296	1,231
就労支援事業費用	千円	3,106	3,472	2,505	967
就労支援事業増減差額	千円	▲ 46	54	▲ 210	264
赤字事業所割合	%	37.9	-	-	-

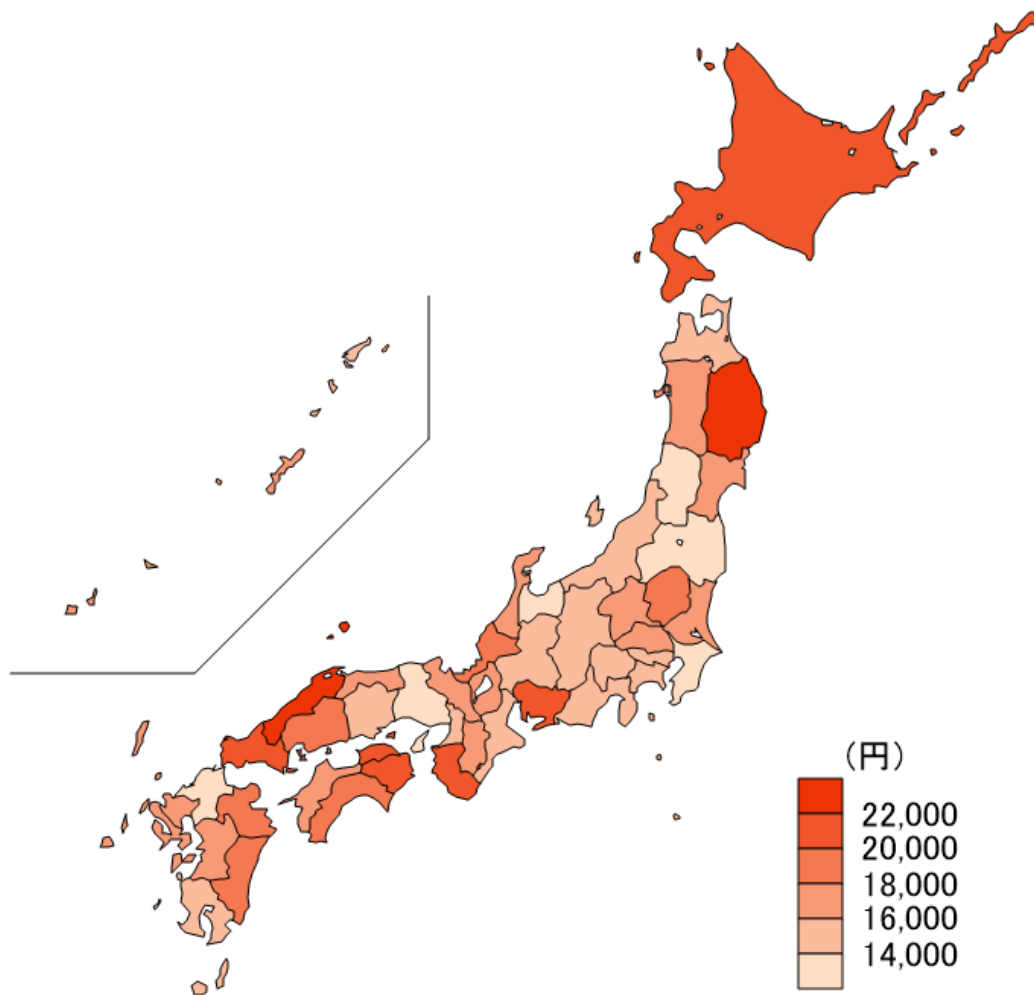
2020年度 就労継続支援 A 型事業所の経営状況

指標	単位	就労継続支援 A 型	黒字事業所	赤字事業所	黒字-赤字
施設数	-	235	125	110	-
定員数	人	19.7	20.2	19.2	1.0
年間営業日数	日	284.0	286.1	281.7	4.3
利用率	%	83.3	88.8	76.8	12.0
利用者1人1日当たりサービス活動収益	円	8,151	8,485	7,684	801
人件費率	%	67.9	61.8	77.4	▲ 15.6
経費率	%	23.5	24.1	22.4	1.7
サービス活動増減差額率	%	2.2	9.1	▲ 8.4	17.5
経常収益対経常増減差額率	%	4.8	12.0	▲ 6.4	18.4
利用者10人当たり従事者数	人	4.31	3.99	4.76	▲ 0.77
従事者1人当たり人件費サービス活動収益	千円	5,438	6,100	4,655	1,445
従事者1人当たり人件費	千円	3,693	3,769	3,604	165
就労支援事業収益	千円	47,995	52,409	42,979	9,430
就労支援事業費用	千円	48,317	49,082	47,447	1,636
就労支援事業増減差額	千円	▲ 322	3,327	▲ 4,468	7,794
利用者1人1月当たり平均賃金	円	88,574	89,337	87,708	1,629
赤字事業所割合	%	46.8	-	-	-

2020年度 就労継続支援B型事業所の経営状況

指標	単位	就労継続支援B型	黒字事業所	赤字事業所	黒字-赤字
施設数	-	1,915	1,263	652	-
定員数	人	23.9	24.5	22.9	1.6
年間営業日数	日	264.4	264.4	264.5	▲ 0.1
利用率	%	85.5	88.4	79.5	8.9
利用者1人1日当たりサービス活動収益	円	7,951	7,982	7,880	102
人件費率	%	67.7	61.9	81.1	▲ 19.2
経費率	%	20.1	18.7	23.3	▲ 4.6
サービス活動増減差額率	%	7.8	15.6	▲ 10.4	26.0
経常収益対経常増減差額率	%	8.3	16.0	▲ 9.7	25.8
利用者10人当たり従事者数	人	3.61	3.42	4.03	▲ 0.61
従事者1人当たり人件費サービス活動収益	千円	5,860	6,199	5,199	1,000
従事者1人当たり人件費	千円	3,966	3,836	4,218	▲ 381
就労支援事業収益	千円	12,873	12,498	13,600	▲ 1,101
就労支援事業費用	千円	13,359	12,525	14,975	▲ 2,450
就労支援事業増減差額	千円	▲ 486	▲ 27	▲ 1,376	1,349
利用者1人1月当たり平均工賃	円	16,738	16,757	16,700	58
赤字事業所割合	%	34.0	-	-	-

(参考) 就労継続支援B型の月額平均工賃（都道府県別）



	平均工賃 (円)		平均工賃 (円)
北海道	20,964	滋賀県	16,601
青森県	15,977	京都府	17,801
岩手県	22,777	大阪府	14,567
宮城県	16,791	兵庫県	13,795
秋田県	16,561	奈良県	16,863
山形県	12,731	和歌山県	20,480
福島県	13,969	鳥取県	17,265
茨城県	17,469	島根県	22,783
栃木県	18,166	岡山県	15,810
群馬県	17,857	広島県	18,954
埼玉県	17,636	山口県	20,731
千葉県	12,575	徳島県	20,906
東京都	15,477	香川県	20,789
神奈川県	15,440	愛媛県	16,804
新潟県	14,443	高知県	19,735
富山県	12,911	福岡県	13,952
石川県	16,399	佐賀県	16,790
福井県	18,929	長崎県	17,022
山梨県	14,096	熊本県	17,341
長野県	15,816	大分県	18,471
岐阜県	15,541	宮崎県	18,882
静岡県	14,471	鹿児島県	14,154
愛知県	21,367	沖縄県	16,728
三重県	15,593		

2020年度 放課後等デイサービスの経営状況

指標	単位	放課後デイサービス			
			黒字事業所	赤字事業所	黒字-赤字
施設数	-	446	279	167	-
定員数	人	10.9	10.7	11.2	▲ 0.6
年間営業日数	日	270.1	273.3	264.7	8.5
利用率	%	82.4	86.8	75.1	11.6
利用者1人1日当たりサービス活動収益	円	11,267	11,654	10,532	1,122
人件費率	%	74.4	65.8	92.3	▲ 26.4
経費率	%	15.8	14.3	18.9	▲ 4.6
サービス活動増減差額率	%	5.7	16.0	▲ 16.1	32.1
経常収益対経常増減差額率	%	5.8	16.1	▲ 15.7	31.8
利用者10人当たり従事者数	人	6.59	6.38	6.99	▲ 0.61
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	4,652	5,037	4,008	1,029
従事者1人当たり人件費	千円	3,460	3,317	3,699	▲ 382
赤字事業所割合	%	37.4	-	-	-

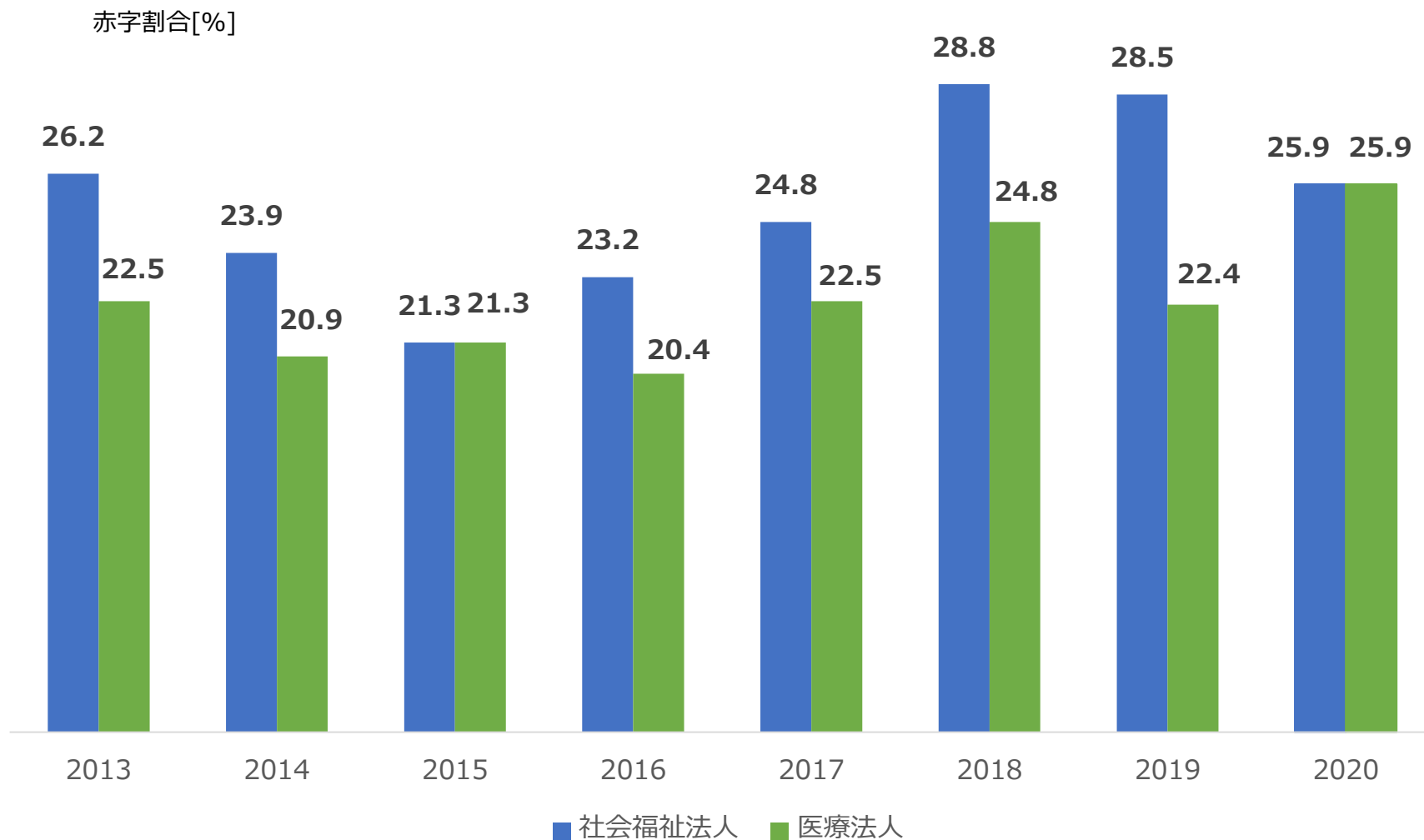
2020年度 児童発達支援センターの経営状況

指標	単位	児童発達支援センター			
			黒字事業所	赤字事業所	黒字-赤字
施設数	-	143	93	50	-
定員数	人	28.2	31.1	23.0	8.1
年間営業日数	日	253.9	254.7	252.5	2.2
利用率	%	85.6	90.0	74.4	15.6
利用者1人1日当たりサービス活動収益	円	15,358	15,032	16,356	▲ 1,323
人件費率	%	73.0	67.3	89.0	▲ 21.7
経費率	%	15.4	14.8	16.9	▲ 2.1
サービス活動増減差額率	%	7.2	14.0	▲ 12.0	26.1
経常収益対経常増減差額率	%	7.5	14.3	▲ 11.6	25.9
利用者10人当たり従事者数	人	6.86	6.47	8.04	▲ 1.58
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	5,683	5,913	5,122	791
従事者1人当たり人件費	千円	4,147	3,978	4,557	▲ 579
赤字事業所割合	%	35.0	-	-	-

2020年度 児童発達支援事業の経営状況

指標	単位	児童発達支援事業			
			黒字事業所	赤字事業所	黒字-赤字
施設数	-	269	189	80	-
定員数	人	10.4	10.6	10.0	0.6
利用率	%	76.7	81.2	65.2	16.0
利用者1人1日当たりサービス活動収益	円	15,663	16,012	14,551	1,461
人件費率	%	68.6	62.5	90.0	▲ 27.5
経費率	%	17.1	16.2	20.5	▲ 4.3
サービス活動増減差額率	%	9.3	16.4	▲ 15.6	31.9
経常収益対経常増減差額率	%	9.7	16.9	▲ 14.8	31.7
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	5,065	5,440	4,078	1,362
従事者1人当たり人件費	千円	3,474	3,400	3,669	▲ 269
赤字事業所割合	%	29.7	-	-	-

近年の福祉・医療の経営状況推移



注) WAM融資先のデータです（以降、断りない場合は全てWAMデータを記載）

近年社会福祉法人・医療法人の赤字割合は上昇傾向。2020年度はコロナの影響も大きいことが見込まれる

全国の社会福祉法人の経営指標（2か年同一法人）

区分		介護事業主体			保育事業主体			障害福祉サービス事業主体		
		2019	2020	差	2019	2020	差	2019	2020	差
法人数		2,936			2,818			1,141		
従事者数	(人)	157.7	159.6	2.0	59.1	60.9	1.9	101.5	103.1	1.6
人件費率	(%)	65.8	66.0	0.2	72.7	72.3	▲ 0.5	65.6	66.1	0.5
事業費率	(%)	14.6	14.6	0.0	10.6	10.3	▲ 0.3	11.5	11.3	▲ 0.1
事務費率	(%)	11.2	11.0	▲ 0.2	8.9	8.7	▲ 0.2	10.3	10.1	▲ 0.2
減価償却費率	(%)	5.6	5.5	▲ 0.2	3.2	3.3	0.1	4.0	4.1	0.1
サービス活動増減差額率	(%)	2.5	2.5	0.1	4.5	5.3	0.8	3.0	3.3	0.3
経常増減差額率	(%)	2.3	2.5	0.2	4.9	5.7	0.8	3.5	3.9	0.4
従事者一人当たりサービス活動収益	(千円)	6,045	6,122	78	5,343	5,377	34	6,056	6,097	41
従事者一人当たり人件費	(千円)	3,975	4,041	66	3,886	3,887	0	3,975	4,031	56
赤字割合	(%)	33.1	31.6	▲ 1.5	24.2	19.6	▲ 4.7	26.5	22.3	▲ 4.1

2020年度決算からは、

➤ **障害福祉は、人件費率が引き続き上昇も事業費率、事務費率は低下**

➤ **サービス活動増減差額率、経常増減差額率はやや好転**

といった特徴を確認。

障害福祉サービス事業主体法人の経営状況

サービス活動増減差額率の分布（2017→2020）



※ここでいう赤字法人とはサービス活動増減差額が0円未満の法人

2020年度の障害福祉サービス事業所の経営状況 まとめ

- ・ 経営指標は、財務諸表の数値等をもとに算出し、様々な角度から法人の経営状況を分析するために用いるツール
→ 他の施設・事業所との比較が可能に！
- ・ いずれのサービスでも経営状況について共通して言えることは、赤字事業所は黒字事業所と比べ利用率や利用者1人1日当たりの収益が低い
- ・ 全国平均の指標と比べて利用率が低い場合は、学校への働きかけなど利用者確保に向けた取組みがどれくらいできているのか、利用者1人1日当たりの収益が低い場合は、算定できる加算が他にないかなど、今一度ご確認を！

3. 2020年度 障害福祉サービス事業所等の 人材確保に関するアンケート調査結果

2020年度 障害福祉サービス事業所等の人材確保に関する調査結果

<福祉医療機構「障害福祉サービス事業所等の人材確保に関するアンケート」より>

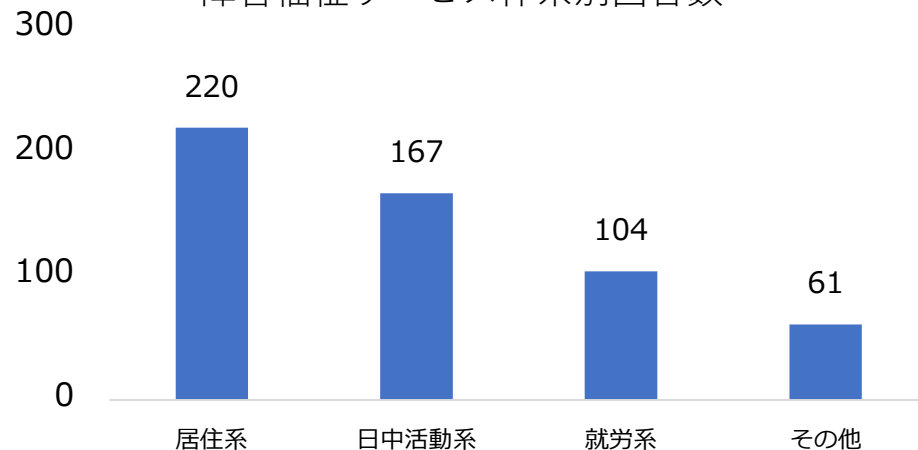
アンケート概要

【回答状況】

送付法人	障害福祉サービスを実施している2,599法人
法人数	543法人
事業所数	552事業所
回答率	20.9%
調査期間	2021年1月29日（金）～2月22日（月）

要員の不足状況

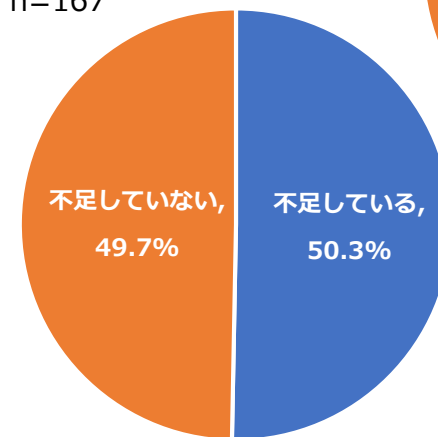
障害福祉サービス体系別回答数



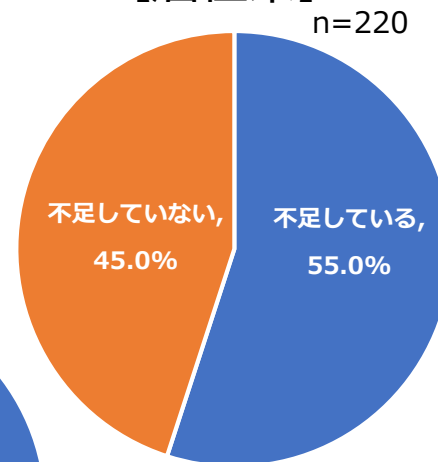
各体系のおもなサービス

【居住系】	【日中活動系】	【就労系】
施設入所支援	短期入所	就労移行支援
共同生活援助	療養介護	就労継続支援A型
	生活介護	就労継続支援B型
	日中一時支援	就労定着支援

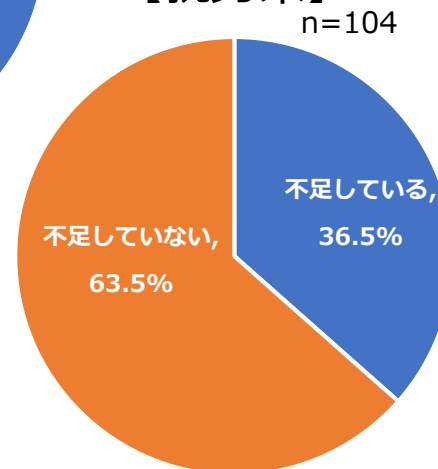
【日中活動系】 n=167



【居住系】 n=220

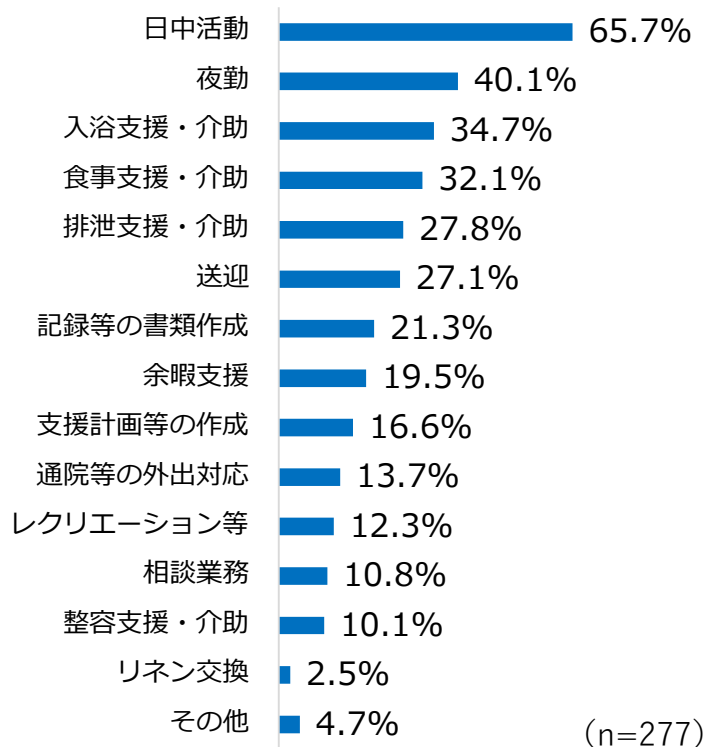


【就労系】 n=104



障害福祉サービスの要員不足の状況（不足感が強い業務）

- 職員の不足感が強い業務は、「日中活動」と回答した事業所が65.7%でもっとも多かった。
- 次いで、「夜勤」40.1%、「入浴支援・介助」34.7%、であった。



（複数回答）

不足感が強い業務	回答数
日中活動	182
夜勤	111
入浴支援・介助	96
食事支援・介助	89
排泄支援・介助	77
送迎	75
記録等の書類作成	59
余暇支援	54
支援計画等の作成	46
通院等の外出対応	38
レクリエーション等	34
相談業務	30
整容支援・介助	28
リネン交換	7
その他	13

「その他」欄の自由記述の内容 ※一部抜粋

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ① シフトの作成・調整 | ⑤ 金銭管理 |
| ② リハビリ | ⑥ 在宅サービス |
| ③ 医療的ケア | ⑦ 土日祝日の勤務体制（勤務可能な職員の確保） |
| ④ 看護 | ⑧ 諸会議への参加とそれに伴う記録業務 |

人材確保の工夫

採用活動の工夫や経路の拡大

求職者側の行動変容により、これまでの採用経路では求職者側との接点が減ることもあるため、幅広い手法で対応

- ・ 実習生や見学者の受入れを実施。コロナ禍では受入先の確保に困っている学校・大学が多い
- ・ 面接前に職場体験をしてもらい雰囲気や仕事内容を感じてもらう
- ・ 法人内に職員採用チームを作り、就職課への訪問や採用説明会に参加し、都度法人内での情報を共有
- ・ 現場職員による面接、現職員とのマッチング検査の導入
- ・ 広報活動の拡大（訪問先、地域）・媒体の充実（SNS、パンフレット等）
- ・ 辞めた職場があるのならば、辞めた理由を聞き、辞めた職場の悪口的なものになれば採用は見送る

オンライン採用活動の強化（広報・面接等）

これまでに、学生等の情報収集のオンライン化は進んでいたが、コロナ禍を経て一層加速
情報公開だけでなく、説明会や面談などの次のステップでもオンライン化の対応が必要

- ・ リモートや動画での説明を実施。
- ・ 新卒の問合せ（学校からの照会）があるため、出来るだけ事業所を知ってもらうよう、施設内覧やオンラインでの説明会を実施。オンライン面接への対応
- ・ 事業所の日々の生活ぶりを知っていただくためにまめにブログやFacebookを更新、YouTubeチャンネルでも公開
- ・ 施設内の動画を作成。近隣の各種大学、ハローワーク等に持ち込み、また求人票にQRコードを付け見れるようにした

職員の業務負担を軽減させる取り組み

ICT、福祉機器の導入

職員の負荷が軽減されるだけでなく、情報の見える化、また感染対策にも役立つ。

- ・ iPadによる記録やSNSによる情報共有
- ・ ZOOMによる会議のオンライン化。研修や職員同士の交流の場の提供。
- ・ インカム、見守りシステムの導入
- ・ コミュニケーションロボットの導入
- ・ 介護リフトや入浴器具を利用

業務内容の見直し

限られた人材・限られた専門職を有効に活用するため、業務の集約や効率化の余地を検討

- ・ 本部職員による労務管理、事務作業等
- ・ テレワーク等、他からの予定や連絡に関わらない環境での書類作成時間の確保
- ・ 清掃、運転、調理等を業務委託化
- ・ 施設の利用者であった障がい当事者を直接雇用し、施設内の清掃や消毒などをお願いしている

安心して働ける職場環境整備

働き方改革への対応は前提として、コロナ禍でも、育児や介護など家庭の事情を抱えながらも安心して勤務を継続できる環境を整える

- ・ 第三者委員による労務環境のチェック。労働衛生委員会立ち上げを組合と協議
- ・ メンタルヘルス面談、半年ごとに事業実績の評価を全職員にフィードバック
- ・ 福利厚生対策強化(職員へマスク配布、熱中症対策用品の配布等)。感染症防護用品の在庫を切らさない
- ・ 事業所近隣地域で使ってもらえるよう、法人独自の慰労金を職員一人一人に現金で手紙を添えて支給

人材確保に関するアンケート調査結果 まとめ

- ・ 約半数の事業所が人材不足であると感じている
- ・ 人材をめぐる厳しい状況は今後も続くの見込まれ、障害福祉の現場では、新規採用もさることながら、業務負担軽減による職員の定着に取り組むことが必要
- ・ 特に職員の不足感が強い業務（日中活動、夜勤、入浴支援、排泄支援など）で職員の負担を軽減することで、職員の退職を抑えられる可能性も
- ・ 新規採用においては、採用経路を拡大するとともに、オンライン面談を選択肢に取り入れるなど、求職者のニーズを考慮することで採用機会を増やしていくことが重要

ご視聴ありがとうございました

お問合せ先

独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンター

深澤 宏一

所在地 〒105 - 8486
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
ヒューリック神谷町ビル9階

TEL 03 - 3438 - 9932

FAX 03 - 3438 - 0371